

平成 19 年度 研究報告

組織再編の実務

名古屋青年税理士連盟制度部

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 1 章	合併	3
第 1 節	意義	3
第 2 節	合併の手続き	3
第 3 節	合併の会計	7
第 4 節	合併の税務	12
第 5 節	対化の柔軟化	16
第 6 節	最近の事例	18
第 7 節	三角合併の活用（事例研究）	19
第 2 章	会社分割	22
第 1 節	会社分割の意義と概要	22
第 2 節	会社分割の手続き	24
第 3 節	会社分割の会計処理	25
第 4 節	会社分割の税務	27
第 5 節	種類株式を利用した事業承継対策	32
第 6 節	会社分割を用いた具体的事例の検討	37
第 3 章	株式交換・株式移転	43
第 1 節	株式交換の意義	43
第 2 節	株式交換の手続	43
第 3 節	株式交換の会計	46
第 4 節	株式交換の税務	48
第 5 節	株式移転の意義	53
第 6 節	株式移転の手続	53
第 7 節	株式移転の会計	57
第 8 節	株式移転の税務	60
第 9 節	株式交換及び株式移転の活用事例	65
参考文献	・・・・・・・・・・・・・・・・	72
19年度制度部スタッフ	・・・・・・・・・・・・・・・・	74

はじめに

平成 18 年 5 月に施行された会社法は、組織再編に関しても様々な改正を行っています。具体的な改正点としては、組織再編対価の柔軟化、簡易組織再編の範囲の拡大、略式組織再編制度の創設などが挙げられます。組織再編対価の柔軟化については、1 年遅れて平成 19 年 5 月から行えるようになっていました。また、会社法は組織再編の手続きの時間的な前後関係を定めていないことから、手続きを並行的に行うことにより、短期間で処理することができるようになりました。このように会社法は、機動的で多様な組織再編を可能にしました。

一方で、最近、中小企業においても、事業戦略における組織再編の重要性が高まってきているといわれています。事業規模の拡大のため、事業承継問題を解決するため、グループ内の資本関係を整理するため、或いは事業再生の場面で、組織再編は重要な役割を果たしています。我々税理士のクライアントの大多数を占める中小企業にとっても、組織再編は身近な制度になってきているということが出来ます。そして、この傾向は今後、さらに顕著になっていくでしょう。

この組織再編という制度を十分に理解し、クライアントの相談に応えること、事業戦略の選択肢として提供することは、中小企業の最も身近な法律家である税理士に求められることだと思います。

しかし、組織再編を身近に感じている税理士は、それほど多くないのではないのでしょうか。大多数の税理士の経験値は、非常に低いものと思われます。

そこで、本年度の全青税シンポジウムの統一テーマである「会社法と税務」から、名青税の研究テーマとして「組織再編」を取り上げることとしました。

本稿が、何らかの形で会員の皆様の業務にお役に立つことができれば幸いに存じます。

平成 20 年 3 月 31 日

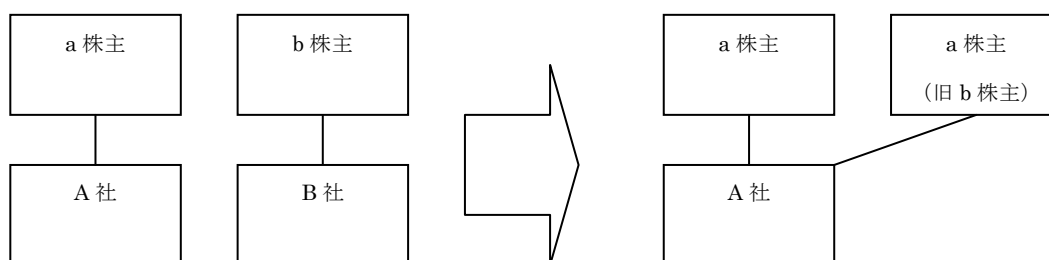
制度部長 河崎一男

第1章 合併

第1節 意義

吸収合併とは、会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいいます（会法227）。

例) A社を存続会社、B社を消滅会社として吸収合併する場合



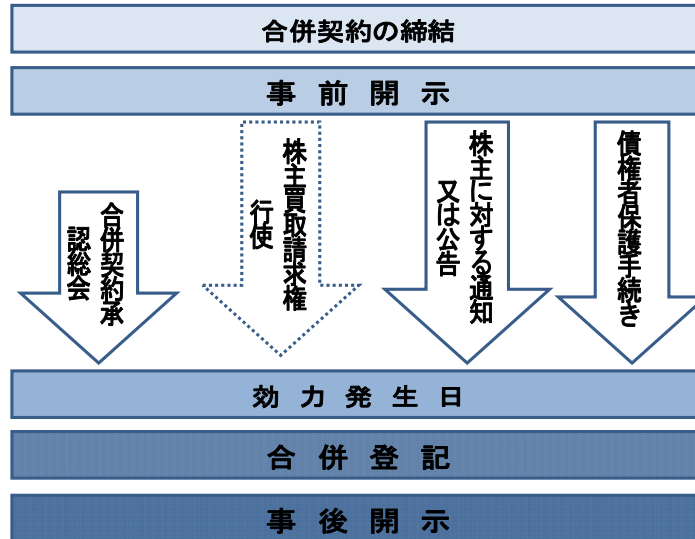
なお、合併には、2以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させる新設合併もありますが（会法228）、ここでは吸収合併を中心に見ていきたいと思えます。

第2節 合併の手続

(1) 概要

会社法では、「合併契約の締結」に始まり、「事後開示」で終わる一連の手続を合併の手続として法定しています。改正前商法と比べて会社法では、これらの手続を並列的に行うことにより、合併手続を短い日程で行うことが可能になりました。また、株主総会の決議を必要としない手続が簡単な略式合併、簡易合併の規定が整備されました。いずれも、組織再編をスムーズにする制度をつくるという背景があります。ここでは、合併の手続の原則的な取扱を中心に解説していきます。

合併の手続き



(2) 合併契約の締結

会社が吸収合併をするには、合併契約を締結しなければなりません（会法 748）。

合併契約の締結は重要な業務執行ですので、取締役会設置会社では、契約締結の前に取締役会の決議が必要です。

会社法では、合併契約について書面の作成を必要としていませんが、実務上登記手続には合併契約書が必要になります。

合併契約においては、次の事項を定めなければなりません。

*法定事項（会法 749）

- ① 商号、住所
- ② 交付される合併対価の内容
- ③ ②の割当に関する事項
- ④ 消滅会社が新株予約権を発行→新株予約権の承継等に関する事項
- ⑤ 吸収合併効力発生日

(3) 合併契約に関する書面の事前備置

消滅会社・存続会社は、合併契約備置開始日から効力発生日後 6 か月を経過するまでの間（消滅会社は効力発生日までの間）、合併契約の内容等を記載した書面等を本店に備え置かなければなりません（会法 782①、794①）。

* 合併契約備置開始日 下記に掲げる日のいずれか早い日

- ① 合併契約承認のための株主総会の日の2週間前の日
- ② 株主に対する吸収合併をする旨の通知又は公告のいずれか早い日
- ③ 債権者保護手続の公告又は催告のいずれか早い日

(4) 吸収合併の承認決議

合併に際しては、原則として株主総会の特別決議が必要です(会法783、795)。しかし、総会の決議を必要としない略式合併や簡易合併が認められています。

① 合併承認決議

消滅会社・存続会社は効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、合併契約の承認を受けなければなりません。なお、消滅会社・存続会社の取締役は、株主総会の2週間前までに株主に対してその通知をしなければなりません(会法299□)。

* 特別決議(会法309②十二)

株主の議決権の過半数の出席

出席株主の2/3以上による決議

② 略式合併(会法784①、796①)

会社法において新設されたもので、特別支配関係がある会社間の吸収合併については被支配会社の株主総会の承認が不要となる制度です。これは被支配会社の株主総会を開催すれば合併契約が承認されることは明らかなためです。

なお、被支配会社が、消滅会社でも存続会社でも、総会の承認は不要です。

* 特別支配会社(会法468①)

総株主の議決権の90%以上を単独で、又は、100%子会社や全持分を有する法人と併せて保有

③ 簡易合併(会法796③)

会社法において要件が緩和されたもので、存続会社が合併の対価として交付する株式等の合計額が、存続会社の純資産額の1/5以下の場合には、存続会社の株主総会の承認が不要となる制度です。これは、存続会社にとって影響が少ないと認められる合併の場合には、会社の負担を軽減するため、承認を不要とするものです。なお、消滅会社における株主総会の承認は必要です。

* 改正前商法 存続会社が合併に伴い発行する新株の総数が、発行済株式総数の1/20以下

(5) 反対株主の株式買取請求

消滅会社・存続会社は、株主に対し、合併の効力発生日の20日前までに、ア吸収合併をする旨 イ相手方会社の商号、住所を通知しなければなりません(会法785③、797③)。合併に反対の株主は、消滅会社・存続会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができます(会法785①、797①)。

(6) 新株予約権買取請求

□新株予約権買取請求(会法787①、808①)

消滅会社の新株予約権の新株予約権者は、消滅会社に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができます。

□手続(会法787③、808③)

消滅会社は、新株予約権者に対し、合併の効力発生日の20日前までに、ア吸収合併をする旨 イ存続会社の商号、住所を通知又は公告をしなければなりません。

(7) 株券・新株予約権証券の提出公告・通知

株券を発行している消滅会社は、合併の効力発生日の1か月前までに、合併の効力発生日までに株券を提出しなければならない旨を公告し、かつ、株主に個別に通知しなければなりません(会法219①)。

(8) 債権者への公告・催告

①債権者保護手続(会法789②、799②)

消滅会社・存続会社は、以下の事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければなりません。

ア合併をする旨

イ相手方会社の商号、住所

ウ消滅会社・存続会社の計算書類に関する事項

エ債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨(1か月以上)

②債権者の異議(会法789①、799①)

債権者は、消滅会社・存続会社に対し、吸収合併について異議を述べるができます。

改正前商法では、合併契約の承認の決議の日から2週間以内に、公告・催告を行うことになっていましたが、会社法ではこの定めが無くなったため、承認決議の前に債権者保護手続を行うことができるようになりました。

(9) 登記

効力発生日から2週間以内に、本店所在地において、消滅会社は解散登記、存続会社は変更登記を行わなければなりません(会法921)。

合併の効力発生日(会法750①)

会社法 合併契約で定めた一定の日

改正前商法 登記の日

(10) 事後開示

存続会社は、効力発生日後遅滞なく、消滅会社から承継した権利義務等の事項を記載した書面等を作成し、効力発生日から6か月間、本店に備え置かなければなりません(会法801)。

第3節 合併の会計

(1) 合併の会計基準等

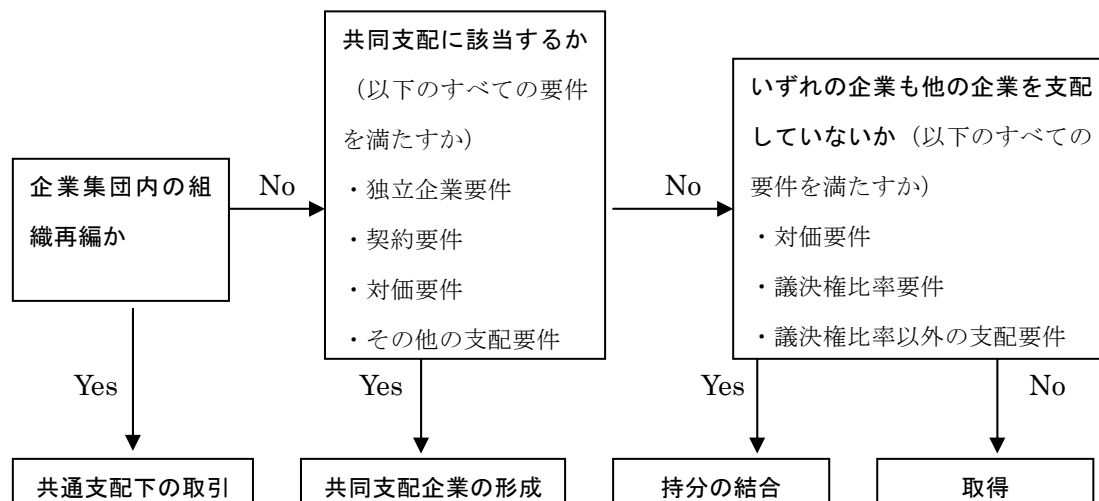
合併の会計処理は、主に以下の基準等に定められています。

- ・企業結合に係る会計基準(平成15年10月公表)企業会計審議会(以下「結合基準」とします。)
- ・企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(平成17年12月公表→平成19年11月15日最終改正)企業会計基準委員会(以下「適用指針」とします。)
- ・中小企業の会計に関する指針(平成19年4月27日改正分まで公表)日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会(以下「中小指針」とします。)
- ・会社計算規則(平成18年12月22日改正分まで公布)(以下「会計規」とします。)

(2) 会計上の分類

会計上の企業結合とは、ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが一つの報告単位に統合されることをいい(結合基準二1)、その中には合併や会社分割、株式交換、株式移転などが含まれます。そして、会計上はそういった組織再編の形式や吸収合併、新設合併の区分にかかわらず、企業結合の会計上の分類(共通支配下の取引、共同支配企業の形成、持分の結合、取得)に基づき結合企業に適用すべき会計処理が決定されますので、企業結合を考える場合は、まず、このうちどれに該当するかを検討する必要があります。その分類は次のような流れで判断していくことになります。

(図 1)



出所：阿部泰久（財）日本税務研究センター『税研 2006.3』21 頁

① 共通支配下の取引等

共通支配下の取引等とは、結合当事企業のすべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合をいいます（結合基準二 10）。これは、例えば親子会社間で行われる組織再編行為や、同一の親会社に支配されている子会社同士で行われる組織再編行為が含まれます。また、「同一の企業」には個人も含むものと解されます（適用指針 201）。

② 共同支配企業の形成

共同支配企業の形成とは、複数の独立した企業が契約等に基づき、ある企業を共同で支配することをいい（結合基準二 3）、合弁会社と呼ばれることもあります。

③ 持分の結合

持分の結合とは、いずれの企業の株主も他の企業を支配したとは認められず、結合後企業のリスクや便益を引続き相互に共有することを達成するため、それぞれの事業のすべて又は事実上のすべてを統合して一つの報告単位となることをいいます（結合基準二 5）。

④ 取得

取得とは、ある企業が他の企業（被取得企業）に対する支配を獲得して一つの報告単位となることをいいます（結合基準二 4）。

(3) 会計処理

企業結合が4つのどれに分類されるかを判断したら、次に会計処理をどうするかを考えます。しかし、結合基準ではそれぞれの場合の資産負債の評価方法について書かれているぐらいで、中小指針も、重要性の観点や時価の算定が困難な場合についての特別な扱いを書いています。基本的には結合基準に従った内容になっています。

また、会計規では、資産負債の評価や、のれんの計上、株主資本の額に関する規定はありますが、企業結合に係る会計処理のすべてが規定されているわけではありません。そのため、書いてないことは、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」（会計規3）こととなります。そこで、実際に処理を進めていく場合には、それぞれの内容を十分考慮した上で適切に処理を進めていく必要があると思われます。ここでは、以下の3つの点を確認したいと思います。

①資産負債の評価（時価か簿価か）

会計規8条1項には、時価で測定すべき場合を除き、再編の直前の帳簿価額を付さなければならないとあり、原則は簿価評価の立場をとっています。

しかし、4つの分類の中でどういった場合に時価や簿価で測定するのか？ということは会計規にはありません。結合基準はこれについて、次のように区分しています。

ア.共通支配下の取引の場合

親会社の立場からは企業集団内における内部取引と考えられるため、個別財務諸表の作成に当たっては、基本的に移転元の適正な帳簿価額で計上することになります。

一方、親会社が子会社の少数株主から子会社株式を追加取得するなどの少数株主との取引については、親会社の立場からすると外部取引と考えられるため、この場合は時価を基礎として会計処理されます（企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書（以下「意見書」とします。）三5(1)(2)）。

イ.取得、持分の結合、共同支配企業の形成の場合

支配される側の投資家の持分が、経済的実態の面から合併後も継続しているか否かが判断基準となります。すなわち、取得の場合は、合併により投資をいったん清算し改めて再投資をするという考え方から、持分がいったん断たれていると判断しますので、時価で引継ぐパーチェス法を用い、持分の結合と共同支配企業の形成の場合は、合併後も持分が継続されていると判断しますので、帳簿価額で引継ぐ持分プーリング法を適用します（意見書三2(1)）。なお、取得の場合でも、取得企業と法律上存続する会社が異なるような、いわゆる逆取得の場合には、帳簿価額で引継ぐこととなります（結合基準三2(6)③）。

②のれんの考え方

ア.簿価評価の場合ののれん

a.のれんの計上

会計規 15 条では、直前の帳簿価額を付すべき場合には、のれんを計上することができないとして、原則のれんの計上を禁止しています。

しかし、その後のただし書きで、①親会社の子会社を吸収合併する場合、②子会社が孫会社を吸収合併する場合、③それ以外の共通支配下関係（例えば、子会社同士の合併）にある場合などで、一定の場合にはのれんの計上を認めています。ただし、そうであっても吸収型再編対価（会計規 2③三十六）の全部が存続会社の株式である場合は、のれんの計上は認められず（13 条 1 号、2 号カッコ書き）、吸収型再編対価の一部が株式の場合には、負債としてのれんを計上することは認められません（13 条 2 号カッコ書き）。

b.注意点

のれんとは直接係わりがありませんが、上記 a①②の場合は、存続会社が有する消滅会社の株式（これを抱合せ株式といいます。）の帳簿価額と、吸収型再編簿価株主資本額（会計規 2③三十九）のうち、存続会社の消滅会社に対する持分に相当する部分との差額は、消滅会社に対する投資の回収額と捉えて、利益又は損失に計上することになります（14 条 ①⑤）。これは、それまでの投資額（消滅会社株式の帳簿価額）との差額を事業投資の成果と考え、合併を機に、存続会社の個別損益計算書に反映させることが適当と考えられるためです（適用指針 438(1)）。

イ.時価評価の場合ののれん

時価をもって測定することとすべき場合には、存続会社は、資産又は負債としてのれんを計上できるとされています（会計規 12）。

ウ.のれんの償却

のれんを計上した場合は、20 年以内で規則的に償却します（結合基準三 2(4)(5)）。

③株主資本の各項目の額

ア.消滅会社の資本金などを引継ぐ場合

引継いで計算することが適切である場合には、吸収合併の直前の消滅会社の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の内訳科目をそのまま引継ぐこととしています（会計規 59）。適切である場合の要件については同条 2 項に規定されており、次のいずれにも該当する場合とされています。

- a.直前の帳簿価額を付すべき場合。
- b.対価の全部が株式である場合、又は、対価が存在しない場合。
- c.資本金等を引継いで計算することが適切である場合の規定に従って計算すべき場合、又は、58条2項2号又は5号の場合で、存続会社が59条を適用するもの定めたとき。

イ.合併契約の定めに従い定める場合

59条を適用する場合は除かれるという前提がありますが、吸収型再編対価の全部又は一部が存続会社の株式である場合には、資本金と資本準備金は、株主払込資本変動額の範囲内で吸収合併契約の定めに従い定めた額とし、その他資本剰余金については、株主払込資本変動額からその資本金、資本剰余金を減じて得た額としています（会計規58）。

なお、この株主払込資本変動額は、a.パーチェス法の場合、b.共通支配下関係にある会社間の吸収合併の場合（親会社が子会社を吸収合併する場合を除く）、c.親会社が子会社を吸収合併する場合、d.子会社が孫会社を吸収合併する場合等ごとに、それぞれ計算方法が規定されています。

ウ.商業登記法との関係

合併手続きの登記の添付書類の中に、「資本金の額が会社法第445条第5項の規定に従って計上されたことを証する書面」があります（商業登記法80条4号）が、具体的にはこの58条59条の規定のことを指しています（会社法445⑤、会規116九、会計規4①、58、59）。

（4）今後の課題

以上、会計について確認してきましたが、「企業結合に係る会計基準」や「会社計算規則」など、会計に関するいろいろな基準等は、確かにあることはあるのですが、現行の制度は非常に入り組んだ形になってしまっており、何度読んでも理解しにくい部分があります。

また、資産負債の評価は、パーチェス法と持分プーリング法があることを見てきましたが、これは日本の話であって、国際会計基準や米国基準は、すべてパーチェス法で処理することになります。このため、世界の基準とズレている感は否めないかと思えます。

基準だけが一人歩きするのではなく、国際調和も図りながら、日本企業の発展に最も合った会計処理であるよう、制度が整備されることを望みます。

第4節 合併の税務

(1) 概要

合併を含む組織再編の税務において、何よりも大切なことは、適格か否かということである。適格合併である場合とそうでない場合では、課税関係は全く異なります。

(2) 適格合併の要件

適格合併は、①企業グループ内の合併と②共同事業を営むための合併に大別されます。

① 企業グループ内の合併

企業グループ内の合併とは、合併法人と被合併法人との間に、いずれか一方の法人が他の法人の発行済み株式等の総数の50%超を直接又は間接に保有している関係をいいます。

ア. 100%グループ内の適格合併の要件

合併に際して、被合併法人の株主に合併法人株式又は合併親法人株式以外の資産が交付されないことが、適格合併の要件とされています（法法2十二の八イ）。

イ. 50%超100%未満のグループ内の適格合併の要件

以下の3つの要件を満たすことが必要です（法法2十二の八ロ）。

- i 合併に際して、被合併法人の株主に合併法人株式又は合併親法人株式以外の資産が交付されないこと
- ii 従業者引継要件（従業者の概ね80%以上が引き続き業務に従事する見込みであること）
- iii 事業継続要件（移転した事業が引き続き営まれる見込みであること）

② 共同事業を営むための合併

企業グループ内の合併に該当しない場合には、以下の要件を満たす必要があります（法法2十二の八ハ）。

- i 合併に際して、被合併法人の株主に合併法人株式又は合併親法人株式以外の資産が交付されないこと
- ii 従業者引継要件（従業者の概ね80%以上が引き続き業務に従事する見込みであること）
- iii 事業継続要件（移転した事業が引き続き営まれる見込みであること）
- iv 事業関連性要件（被合併法人の被合併事業と合併法人の合併事業が相互に関連するものであること）
- v 事業規模類似要件（被合併事業と合併事業の売上金額、従業者数、被合併法人と合併法人の資本金額、これらに準ずるものの規模が5倍を超えないこと）又は、特定役員派遣要件（被合併法人の特定役員と合併法人の特定役員が合併後に特定役員となることが見込まれること）

vi 取得株式継続保有要件（新株の交付を受ける株主が 50 人未満の場合のみ）（被合併法人の発行済み株式の 80%以上を保有する株主が、合併法人の株式の全部を継続保有することが見込まれること）

（3）被合併法人の税務

- ① 非適格合併・・・資産及び負債を時価で譲渡したものとして、所得の金額を計算する。この場合、合併法人から合併対価を時価により取得し、直ちに株主に交付したものとする（法法 62①）。
- ② 適格合併・・・資産及び負債を最後事業年度の帳簿価額で引き継ぎをしたものとして、所得の金額を計算する。この場合、合併法人から当該合併法人株式又は合併親法人株式を簿価純資産価額（移転資産簿価－移転負債簿価－利益積立金額）により取得し、直ちに株主に交付したものとする。（法法 62 の 2①②）

（4）合併法人の税務

- ① 非適格合併
 - ・資産を時価により取得したものとする。
 - ・被合併法人の未処理欠損金を引き継がない。
 - ・合併法人の繰越欠損金の使用制限なし。
 - ・合併対価－受入時価純資産価額＝資産調整勘定（法法 62 の 8①）（▲のときは差額負債調整勘定（法法 62 の 8③））ただし、資産等超過差額を除く。
 - ・資産調整勘定（差額負債調整勘定）は、60 ヶ月で償却し、損金（益金）に算入する。（法法 62 の 8④⑤⑦⑧）
 - ・退職給与債務引受額及び短期重要債務見込額を負債調整勘定とする。（法法 62 の 8②）退職給与債務引受額は、対象となる従業員が退職したときに益金算入し、短期重要債務見込額は、これに係る損失が生じたとき又は 3 年を経過したときに益金に算入する。（法法 62 の 8⑥）
- ② 適格合併
 - ・被合併法人の簿価を引き継ぐ（法法 62 の 2④、法令 123 の 3④）。
 - ・特定資産譲渡等損失額の損金算入制限あり（法法 62 の 7①）。
 - ・被合併法人の未処理欠損金を引き継ぐ。（法法 57②）ただし、一定の場合に、未処理欠損金の引継ぎに制限あり（法法 57③）。
 - ・合併法人の繰越欠損金の使用制限あり（法法 57⑤）。

このうち、特定資産譲渡等損失額の損金算入と未処理欠損金の引継ぎには利用制限がありますので、以下に説明します。

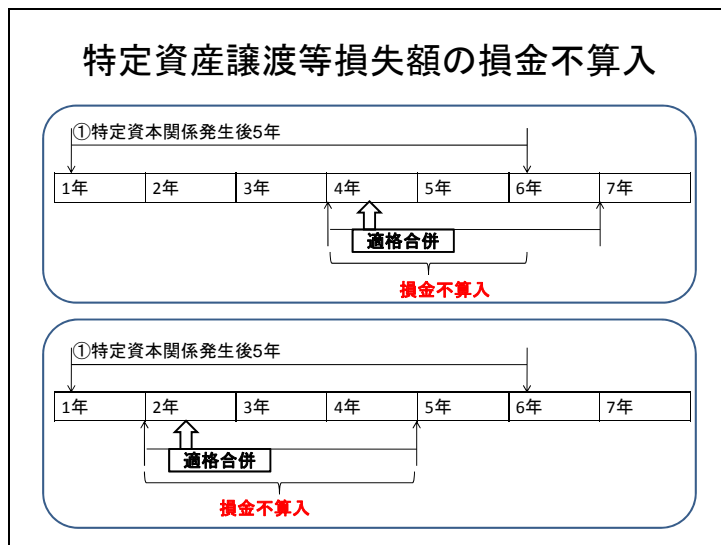
(i) 特定資産譲渡等損失額の損金算入制限

特定資産譲渡等損失額とは、資産を売ることによって、いわゆる含み損の実現したものであり、特定資本関係（持分割合が50%を超える関係）が生じた日の前から所有していた資産の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却等による損失の額です。なお、特定資産には、たな卸資産（土地等を除きます。）、売買目的有価証券、含み損のない資産で、合併時に明細書が添付してあるものは含まれません。

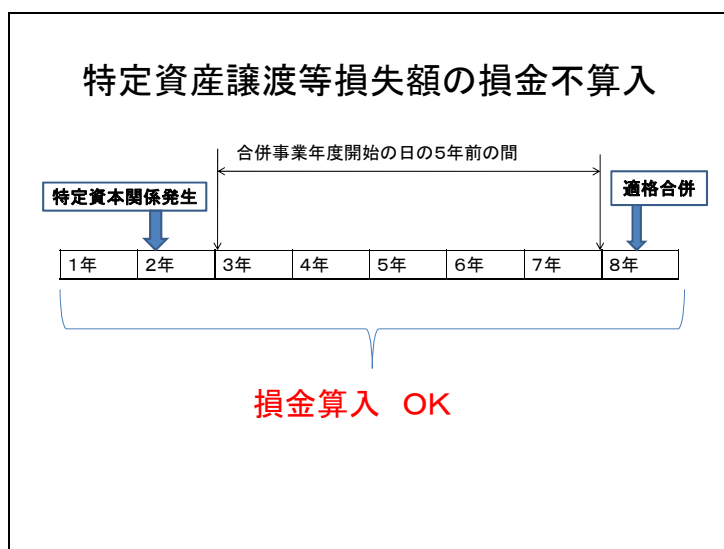
特定資産譲渡等損失額の損金算入制限は、被合併法人からの特定引継資産が

- a 特定資本関係が生じた日以後5年を経過する日
- b 適格合併事業年度開始の日以後3年を経過する日

これら a と b の期間において実現した特定資産譲渡等損失額は、損金不算入となります。



特定資本関係を生じた日が、適格合併の5年前の日前であれば、特定資産譲渡等損失額は損金算入されます。



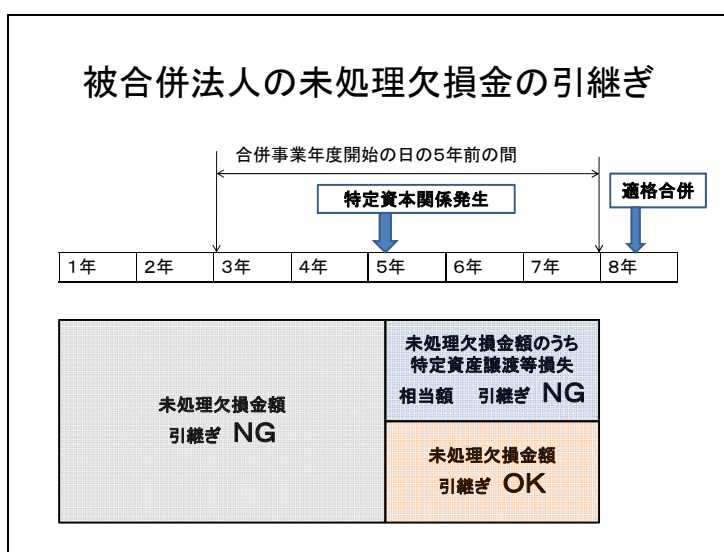
また、共同事業を営むための適格合併の場合は損金算入されます。なお、合併法人からの特定保有資産についても同様の、特定資産譲渡等損失額の損金算入制限があります。

(ii) 合併法人の未処理欠損金の引継の可否

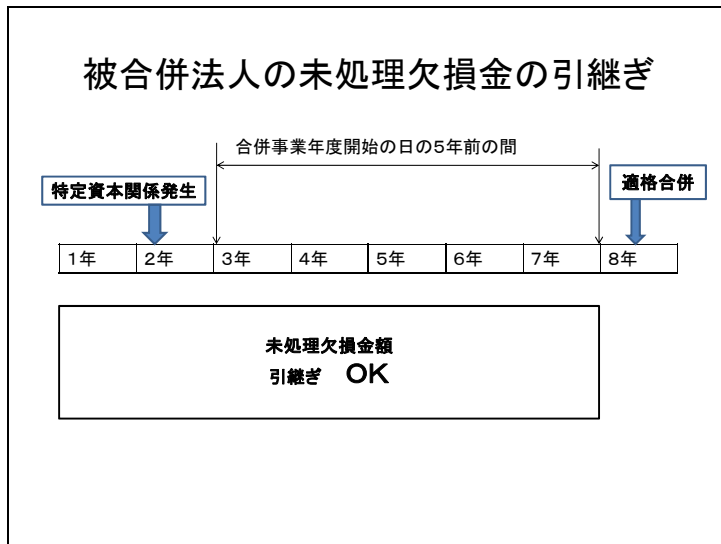
特定資本関係となったのが、合併年度の期首の5年前の日以後の場合で、

- a 特定資本関係となる前の事業年度の未処理欠損金
- b 特定資本関係となった後の事業年度に発生した未処理青色欠損金のうち、特定資産譲渡等損失相当額から成る部分の未処理欠損金

これら a と b の場合は未処理欠損金の引継ぎはできません。(a と b 以外の未処理欠損金部分の場合の引継ぎはできます。)



また、特定資本関係となったのが、合併年度の期首より5年超前の場合の未処理欠損金の引継ぎはできます。



共同で事業を営むための適格合併の場合は、引継の制限はなく被合併法人の未処理欠損金は引き継がれます。

なお、合併法人の未処理青色欠損金控除の引継の可否についても、被合併法人の未処理欠損金の引継ぎと同じ制限があります。

以上のように、特定資本関係によって適格合併を行う場合は、特定資産譲渡等損失額の含み損と繰越欠損金には利用制限があります。

(5) 被合併法人の株主の税務

- ① 適格合併・・・課税なし（旧株の帳簿価額が新株の取得価額）
- ② 非適格合併 金銭交付がない場合・・・みなし配当課税
金銭交付がある場合・・・旧株の譲渡損益課税、みなし配当課税

第5節 対価の柔軟化

旧商法時代では、吸収合併の場合、消滅会社の株主に対して交付できるのは、存続会社の株式のみか、又は金銭を交付するにしても、存続会社の株式と併せて合併交付金を交付するかのどちらかでした。しかし、会社法が施行されたことにより、存続会社の株式以外の金銭その他の資産を対価とすることも可能となりました（会法 749①二）。これは対価の

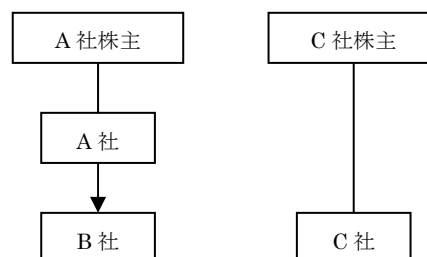
柔軟化と呼ばれ、今、注目を集めています。これによって例えば、消滅会社の株主に存続会社の親会社の株式を対価として交付するという、いわゆる三角合併が可能となります。

(1) 三角合併の仕組み

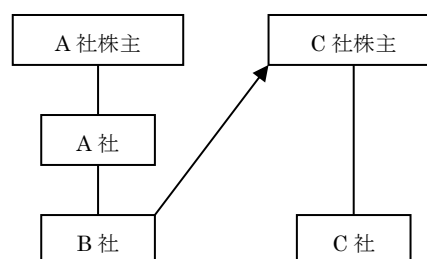
三角合併の仕組みは次の通りです。

(存続会社 B 社、消滅会社 C 社とします。)

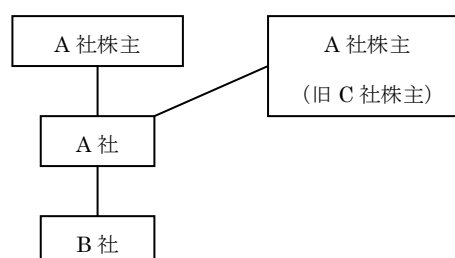
①親会社 A 社が子会社 B 社に、C 社株主に対する合併対価として、A 社株式を付与する。



②B 社は消滅会社である C 社の株主に対して、存続会社の B 社株式ではなく、付与された A 社株式を交付する。(C 社は吸収合併され、消滅会社となる。)



③消滅会社となった C 社株主は、新たに A 社の株主となる。



会社法では、子会社は、原則としてその親会社の株式を取得してはならないとされていますが (会法 135①)、子会社が行う吸収合併等に際して親会社株式を割り当てるために取得する場合は、例外として認められています (会法 800)。すると親会社としては、対価として現金を必要とすることもなく、自社の株式を発行するだけで、子会社との 100%親子関係を維持したまま、子会社を使って他の会社を買収することも可能となります。しかし、このことが、敵対的な買収や外資による日本企業取得を容易にするなどの疑念を招いたため、会社法が施行されてからも 1 年間は凍結され、平成 19 年 5 月 1 日からとなっていました (会社法附則 4 条)。

(2) 三角合併の税務

①被合併法人

適格合併の要件の中に、被合併法人の株主等に合併法人の株式以外の資産が交付されないこと、というのがありましたが、その交付資産に合併親法人の株式が追加されました(法法 2 十二の八)。なお、その合併親法人は合併法人と直接完全支配関係があり、かつ、合併後も直接完全支配関係が継続する見込みであることが必要です(法令 4 の 2①)。

②合併法人

合併の対価として、合併法人が、被合併法人の株主等に合併親法人の株式を交付する場合の譲渡損益についても、課税がされない手当てがされました(法法 61 の 2⑦⑧⑩⑫項)。

③被合併法人の株主

旧株(被合併法人の株式)の譲渡損益の計上を繰り延べできる要件の中に、合併により合併法人の株式以外の資産が交付されない場合というのがありましたが、合併親法人の株式でもよいこととされました(法法 61 の 2②)。

(3) 三角合併の会計処理

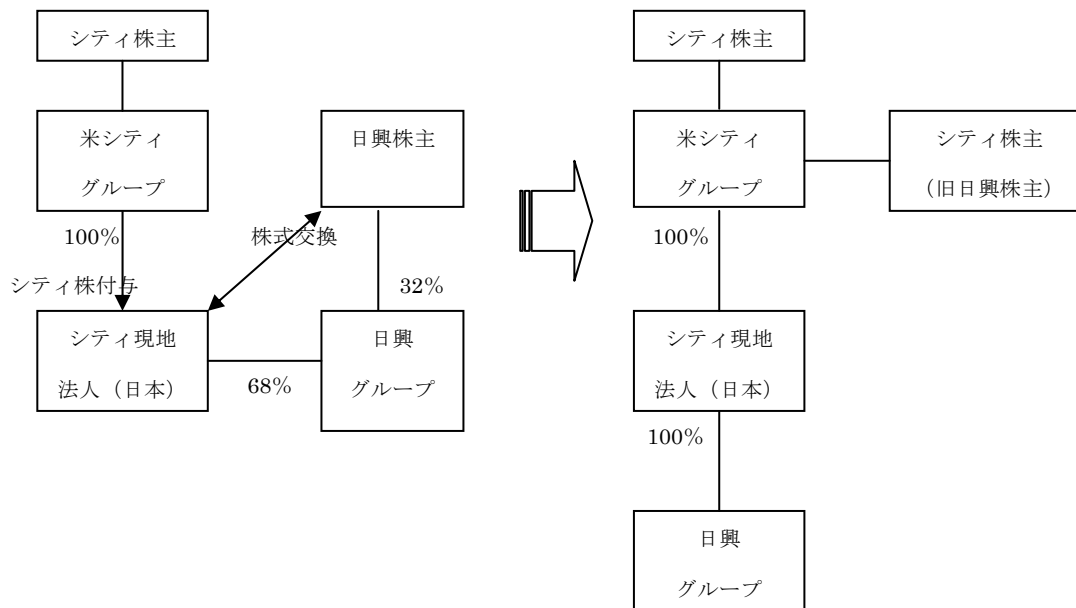
三角合併の場合の会計処理については、通常の合併の考え方と同じです。また、企業会計基準委員会が平成 19 年 11 月 15 日に、適用指針の改正を公表しましたが、まだまだ未整備な点もあり、これからも動きを注目する必要があります。

(4) 三角合併の手続き

手続きについても基本的には通常の合併と同じように進めていきます。しかし、三角合併による消滅会社等の株主を保護するために、三角合併の解禁にあわせて、平成 19 年 4 月 25 日に会社法施行規則が改正されています。合併等の対価の発行会社(存続会社の親会社)についての情報を充実させるなど、事前開示書類を拡充し、明確にしているのが主な改正点です。(会規 182)。

第 6 節 最近の事例

こういったことを活用した事例として、平成 19 年 10 月 2 日、アメリカのシティグループが日興コーディアルグループを完全子会社化すると発表したニュースは記憶に新しいかと思いますが、これについても触れてみたいと思います。



まず、前提として、アメリカのシティグループが 100%出資した日本の現地法人があり、この法人が日興の株式を 68%保有しています。

次に、シティグループが現地法人にシティの株式を付与します。そして、この株式を日興の株主と株式交換します。

すると、現地法人は日興の株式を 100%保有することになり、日興は現地法人の 100%子会社となります。

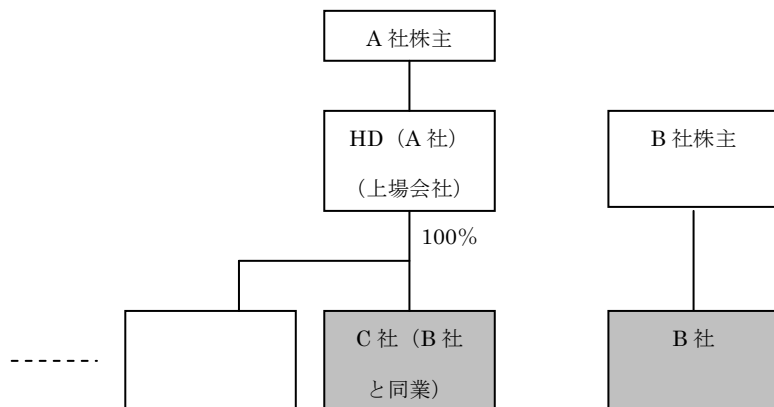
今回のケースは三角合併ではなく、三角株式交換という形になるのですが、親会社株式を利用して完全子会社化するという、このような三角合併方式が採用されたのは、平成 19 年 5 月 1 日に解禁されて以来、初めての事例だと言われています。

こうすることで完全子会社化した後も、シティと現地法人は 100%の関係を維持できますし、シティは現金を流出せずに、株式を交付することで完全子会社化できることとなります。

第 7 節 三角合併の活用（事例研究）

最後に、こういった三角合併方式が中小企業でも活用できるかどうかについて考えてみます。ただ、活用例は、一般的には前述のシティグループのケースのように、外資系企業が日本に現地法人をかまえ、その現地法人を利用して日本の企業を買収するための手段であると言われています。すると、この三角合併という手法は、どちらかという大企業向けで、我々が主に関わっている中小企業には縁のない話だと思えます。しかし、本当に中

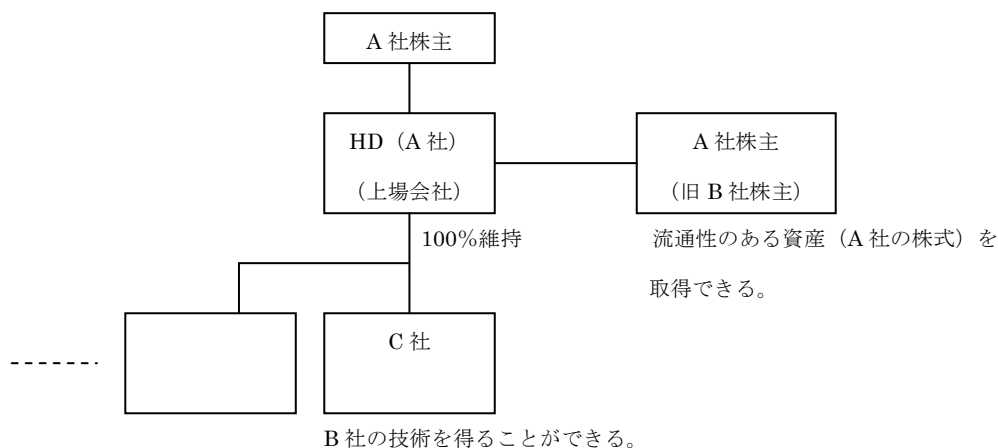
小企業にとって活用法はないのだろうか？と考え、勉強してきたことをみていきたいと思
います。



前提として2つの会社があります。1つは古くからの伝統企業で高度な技術力を持っており、毎年高収益をあげています。これをB社とします。しかし、この会社には後継者がなく、将来は廃業することも含めて考えているのですが、なかなか良い方法が浮かんできません。また、この会社は上場していませんが、業績は良く、株価も高いため、株を売りたいと思っても簡単には売れない状態です。

そして、もう一方の会社は、上場しているホールディング(HD)会社(これをA社とします。)の100%子会社でこれをC社とします。A社はC社の他にも、幾つかの100%子会社を傘下にしています。C社はB社と同じ業種の会社ですが、まだ設立したばかりで、人材や技術がありません。しかし、将来的には成長部門にしたいと考えています。

このような2社があるのですが、この2社が三角合併したらどうでしょうか？上場のA社はC社にA社の株式を付与し、この株式をB社の株主に渡します。こうすることでC社とB社が合併することになります。



ただこのとき、何もわざわざ三角合併をしなくても、C社とB社が普通に吸収合併すればよいのではないかと、という考え方もあるかもしれません。しかし、そうしますと、C社はC社の株式をB社の株主に渡すこととなります。すると、A社はこれまでC社の株式を100%保有する完全親会社だったのに、B社の株主もC社の株主となることで、100%の関係は崩れてしまうこととなります。

持ち株会社形態の場合、100%関係の方が経営をしやすいということもあるでしょうから、100%の関係を維持したいということなら、普通の吸収合併は適さないと考えられます。また、B社の株主側にしても、合併によりC社の株式を保有することになるのですが、C社が例えば非上場の場合ですと、売りたいという問題は解決しません。

このときに、三角合併は効力を発揮すると考えます。三角合併をすることによって、A社とC社は合併後も100%の関係を維持することができます。さらに、C社はB社の技術を会社の中に取り込むことができます。

一方、B社の方はどうでしょうか？B社の株主は株価が高いし、非上場であるため、売りたいとしても売れない状況だったのですが、三角合併によって、上場しているA社の株式を取得することとなります。すると、流通性のある資産を手に入れることも可能となりますし、会社の将来をC社に託すこともできることとなります。

なお、税務の問題についても、この三角合併が税制適格になるのかどうかということが関心事となってくると思われます。換金性のある資産がほしいということで、合併の対価として金銭を交付するということがなら非適格となってしまいます。しかし、今回のように親会社であるA社の株式を交付し、C社とB社が同業種であるなど、先に述べた一定の要件を満たせば適格になると考えられます。

もちろん、三角合併に限らず、合併というものは仕組みが法律的に問題なければそれでいいというわけではなく、引継がれた従業員のことなど、いろいろデリケートな問題もあると思われませんが、今回のように双方にとってメリットがあると考えられる場合には、このような三角合併を採用するのも一つの方法ではないかと考えます。

今回ご紹介した活用例は、実際にはとてもレアケースなことかもしれません。しかし、三角合併という新しい仕組みができた今日、税務や会計に携わる者としては、組織再編のための手法が新たに1つできたと考え、理解を深めていくことが大切ではないかと考えます。

第2章 会社分割

第1節 会社分割の定義と概要

(1) 会社法から見た会社分割の分類

会社分割とは、ある会社が事業に関して有する権利義務の全部または一部を、他の会社に承継させることです。会社法では、会社分割を下記の2種類の観点から分類しています。

① 承継会社の態様による分類

- ア 分割に際して、事業の承継を受ける会社を新たに設立する場合 →新設分割
- イ 分割に際して、事業の承継を受ける会社が既存の会社である場合 →吸収分割

② 株式の割当先による分類

分割によって事業を承継する会社は、その承継の対価として株式等を発行しなければなりません。平成17年改正前の商法では、その株式をどのように割り当てるかによって、次のように分類していました。

- ア 分割会社（分割元の会社）が株式を引き受ける場合 →物的分割
- イ 分割会社の株主が株式を引き受ける場合 →人的分割

会社法では、人的分割は直接規定されなくなり、人的分割は、物的分割と同時に、承継を受ける会社の株式を分割会社の株主に対して現物配当するものとされました。

つまり、これまでの人的分割は「物的分割+剰余金の配当」という形で整理されるということです。

(2) 税法から見た会社分割の性格（分社型分割と分割型分割）

平成13年に導入された組織再編税制においては、会社分割を株式の割当先の区分による態様に着目していました。（→上記(1)②の区分）。

- ① 「物的分割」 →税法上の「分社型分割」
- ② 「人的分割」 →税法上の「分割型分割」

前述のように、平成18年5月施行の会社法では、人的分割の概念がなくなり、すべての会社分割は物的分割とされましたが、税法では「分割型分割」の概念が継続して存置されています。これは、税法が従来から分割型分割（＝人的分割）を「物的分割+剰余金の配当」と同様の考え方で捉えていたからです。

(3) 三角吸収分割

① 概要

三角吸収分割とは、三角合併に似た「吸収分社型分割」のことです。吸収分社型分

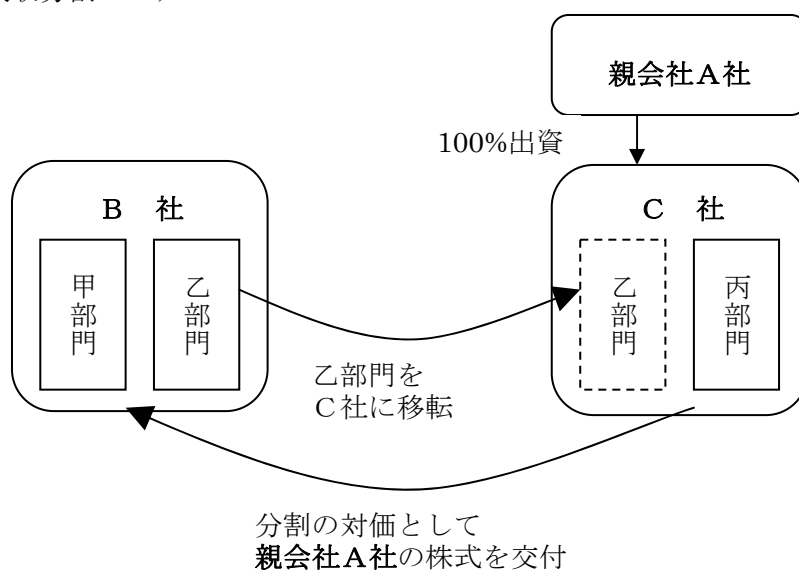
割の一つのパターンとして、分割法人に対して分割承継法人の親会社の株式等を交付することにより、三角合併に類似したスキームとなるため、三角吸収分割と呼ぶこととします。

例えば、分割承継法人であるC社に、100%親会社であるA社があったとします。分割法人であるB社の乙部門を切り離し、その乙部門をC社が承継すると同時に、C社は乙部門吸収の対価としてC社の親会社であるA社の株式等を交付します。

従来の吸収分社型分割では、乙部門吸収の対価としてB社に対して「C社株式」が交付されました。しかし、三角吸収分割の場合に対価として交付されるものは、C社株式ではなくその親会社である「A社株式」が交付されることとなります。

会社法改正で認められた組織再編対価が「対価の柔軟化」により幅広く認められるようになり、分割承継法人C社の親会社であるA社株式の交付も可能となりました。このように三角吸収分割は、三角合併と、結果的に同様の効果が得られます。

三角吸収分割のモデル



②三角合併と三角吸収分割の相違点

三角合併と三角吸収分割の大きな相違点は、対価として交付できる財産の種類です。三角合併では、被合併会社の株主に対し、株主平等の原則により、その有する株式数に比例して平等に交付しなければなりません。

被合併会社の株主は、通常、2人以上です。対価として交付する財産は、株主に平等に配分するため、金額が明確で、換金しやすい、金銭や上場株式など計算が簡単な財産に限定されます。一方、「三角吸収分割」の場合は、対価の交付先が株主ではなく、分割会社自身になります。

このため、通常株主は、1法人のみで、株主平等の原則の適用はなく、対価として交付する財産の種類に制限はありません。

第2節 会社分割の手続き

(1) 会社分割に必要な会社法上の手続き

会社分割における会社法上の手続きとして、新設分割計画の作成（吸収分割の場合には分割契約の締結）、事前開示、分割計画承認総会の開催、株主に対する通知または公告、債権者保護手続きなどがあります。

その他組織再編成と同様、手続きについての時間的な先後関係が定められていないので、これらの手続きを並行的に行うことによって会社の実情にあったスケジュール設計をすることが可能となっています。

(2) 新設分割計画の作成

新設分割をする場合には、新設分割計画を作成する必要があります。新設分割計画は、取締役の過半数（取締役会非設置会社）において意思決定を行い、代表取締役が会社を代表して作成します。

新設分割計画には、設立会社の定款、役員に関する事項、設立会社が承継する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務、分割会社に対して交付する設立会社の株式の数又はその数の算定方法並びに設立会社の資本金及び準備金に関する事項、等の内容を盛り込むこととされています。

(3) 新設分割契約に関する書面等の事前備置

分割会社は、株主総会日の2週間前の日等から効力発生の日後6ヶ月を経過する日までの間、新設分割計画等の内容を記載した書面を本店に備え置かなければなりません。

(4) 新設分割計画の承認決議

効力発生の日（新設分割の登記）までに、株主総会の特別決議によって、吸収分割契約の承認を受ける必要があります。ただし、簡易分割（設立会社が承継する資産の帳簿価額の合計額が分割会社の純資産額の5分の1を超えない場合）には、株主総会の特別決議による承認を要しません。

(5) 反対株主の株式買取請求

分割会社の反対株主は、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができます。

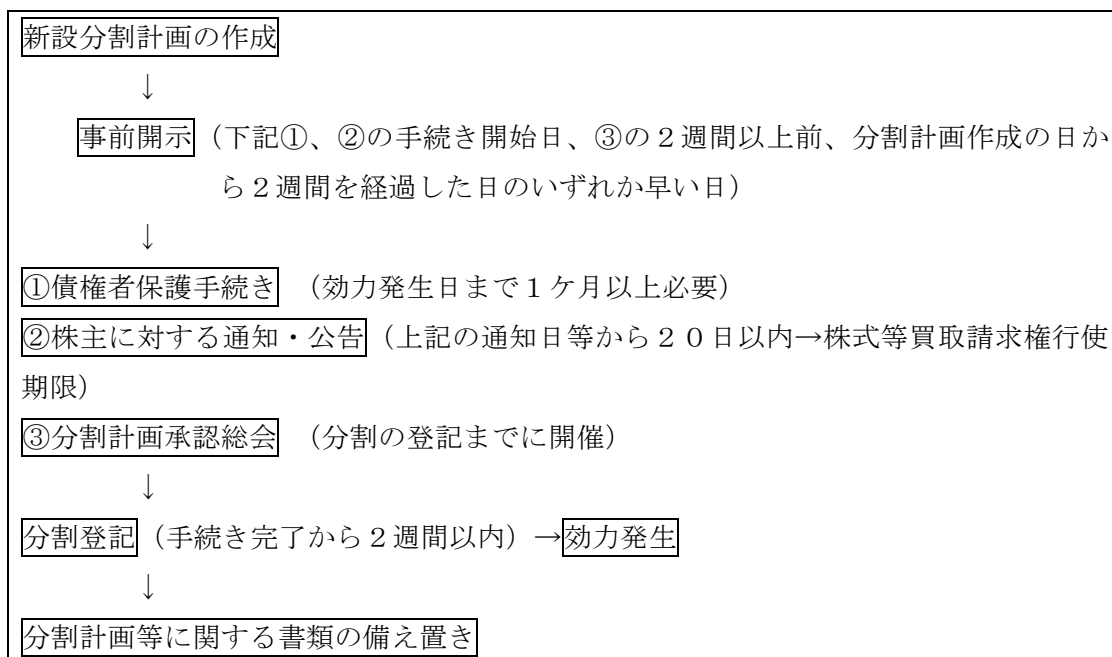
(6) 債権者への公告及び催告

分割会社は、新設分割をする旨等の事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければなりません。

(7) 登記

新設分割は、その登記をもって効力が生じるとされています。株式会社が新設分割により株式会社を設立するときは、株主総会の決議の日等から2週間以内に、分割会社については変更の登記をし、設立会社については設立の登記を行う必要があります。

会社分割の一般的なスケジュールは以下の通りです。



第3節 会社分割の会計処理

(1) 適用となる会計基準

会社分割を行った場合、分割会社もしくは分割承継会社はその承継する財産を適正な帳簿価額で引継ぐのか、時価を付すのかについては会計上一定の基準に基づいて処理されることになります。

一定の基準とは分割承継会社については「企業結合会計基準」、分割会社については「事業分離等に関する会計基準」が相当しますが、これらは税務上どのように取扱い（税制適格）を受けるかに関わらず処理が行われます。

(2) 分割承継会社の会計

①会計上の分類

分割承継会社が会社分割により財産の承継を受けた場合の会計処理は「企業結合会計基準」に基づいて行われます。

「企業結合会計基準」では、財産承継の形態をフローチャートに従い下記の4分類に分け各々に応じた会計処理を要請しています。

- ア 取 得 …パーチェス法
- イ 持分の結合 …持分プーリング法またはそれに準じた方法
- ウ 共同支配企業の形成 …持分プーリング法
- エ 共通支配下の取引 …移転元の帳簿価額を基礎とした会計処理

②適用される会計処理

ア パーチェス法

被結合企業から受け入れる資産及び負債の取得原価を対価として交付する現金及び株式等の時価（公正価値）とする方法です。（結合基準前文二）

パーチェス法を適用する場合、純資産は資本金及び資本剰余金で構成されることとなりますので利益剰余金の引継はできません。

また、分割承継法人が受け入れる資産負債の時価と交付対価の時価との差額はのれん（負の場合もある）として計上することができる規定となっています。（会計規16）

イ 持分プーリング法

すべての結合当事企業の資産、負債及び資本をそれぞれの適切な帳簿価額で引継ぐ方法です。（結合基準前文二）

持分プーリング法を適用する場合、純資産は帳簿価額をそのまま引継ぎますが、分社型分割の場合には利益剰余金は引継がず、純資本は全て資本金又は資本剰余金となります。

（3）分割会社の会計

①会計処理適用の基準

分割会社が会社分割により財産の承継を行った場合の会計処理は「事業分離等に関する会計基準」に基づいて行われます。

②適用される会計処理

「事業分離等に関する会計基準」は分離元会社の会計処理についての規定ですが、財産承継にかかる受取対価が分離先会社の株式のみの場合には、その受取った株式により分離元会社にとって投資が継続しているか、それとも清算されたかにより会計処理が異なります。

ア 投資が継続していると判断される場合

受取った分離先会社の株式が分離元企業にとって子会社株式もしくは関係会社株式と判断される場合、当該分離元企業にとって当該取引により投資は継続していると判断され、財産移転による損益は認識しないこととなります。

イ 投資が清算されたと判断される場合

受取った分離先会社の株式が分離元企業にとってその他有価証券と判断される場

合、当該分離元企業にとって分離先企業の経営方針に多大な影響力を持たないため投資は清算されたと判断され、財産移転による損益を認識することになります。

第4節 会社分割の税務

(1) 税制適格要件

適格分割の場合⇒『分割会社は、純資産を簿価で移転する』

『承継会社は、その簿価で受け入れる』

『みなし配当課税も発生しない』

① 企業グループ内の会社分割（法法二十二の11イ、ロ、法令4の⑤）

分割の前後において、持株割合が100%または50%超の関係であることが必要です。

企業グループ内の会社分割
持分割合が50%超であること (持分割合が100%の場合は、下記アイウの要件は不要)
ア 独立した事業単位の移転（主要な資産・負債の移転+従業員のおおむね80%以上が分割後に分割承継法人の事業に従事）
イ 移転した事業の継続
ウ 分割型の場合、按分型であること
エ 分割に伴って分割承継法人の株式または分割承継親法人株式のみが交付されること（金銭の交付が行われない）

② 共同事業を行うための会社分割（法法二十二の11ハ、法令4の2⑥）

(株式の保有割合が50%以下の関係にある法人間での適格分割)

共同事業を営むための会社分割
<p>■ 事業に関連性があること</p> <p>加えて</p> <p><input type="checkbox"/> 規模が著しく異なること（売上金額、従業員数、資本の額その他これに準ずるもののいずれかの比率がおおむね1対5以下）</p> <p>または</p> <p><input type="checkbox"/> 常務クラス以上の役員の経営への参画</p>
ア 独立した事業単位の移転（主要な資産・負債+従業員のおおむね80%以上）
イ 移転した事業の継続（分割法人に残された事業は廃止してもよい）
ウ 移転した資産の対価として取得した株式の継続保有
エ 分割に伴って分割承継法人の株式または分割承継親法人株式のみが交付される

こと（金銭の交付が行われない）
 オ 分割型の場合、分割承継法人の株式が、分割法人の株主の有する分割法人の株式の数の割合に応じて交付されること

③事業の関連性

分割事業と分割承継法人のいずれかの事業とがなんらかの関連性を有していればよく（抽象的であるために適用範囲は広い）、業種目による関連性ではありません。異業種であっても、認められるケースがかなりできます。

④規模要件

会社の規模の比較ではなく、関連する事業同士を比較するという考え方（事業対事業の比較）です。5倍基準は、いずれか1つの指標が5倍以内となっていればよく、その他これらに準ずるものの規模として、金融機関における預金量等、客観的・外形的にその事業の規模を表すものと認められる指標をいいます（法基通1-4-6）。

⑤経営への参画要件

分割前の分割法人の役員等のいずれかと分割承継法人の特定役員の内いずれかが、分割後に分割承継法人の特定役員になることが見込まれることが必要です。「特定役員」とは、社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいいます（法令4の2③二）。また、これらに準ずる者とは、役員または役員以外の者で、社長、副社長、代表取締役、専務取締役または常務取締役と同等に法人の経営の中核に参画している者をいいます（法基通1-4-7）。

⑥移転した事業の継続要件

分割会社から分割承継法人に承継された事業の継続が見込まれることが必要です。ただし、その後の事業環境の変化により、継続できなくなった場合でも、それが分割当初予想でなかったのであれば、やむをえません。あくまでも、分割当初継続が見込まれることが必要ですが、分割会社に残された事業は継続する必要はありません（分割法人を清算することも可能）。

⑦株式の継続保有要件

分社型		継続保有要件の充足必要
分割型	分割会社の株主が 50 人未満のケース	継続保有要件の充足必要
	分割会社の株主が 50 人以上のケース	継続保有要件の充足必要なし

分割直前の分割法人の株主等で、分割により受取る分割承継法人の株式全部を継続して

保有すると見込まれる者が有する分割法人の株式の合計数が、分割法人の発行済株式総数の80%以上であることが必要です。

(2) 適格分割の留意点

①利益積立金額の引継ぎ

ア 分割型分割

適格分割型分割の場合は、分割承継法人は、分割法人の利益積立金額を強制的に引き継ぐこととなります。分割法人が移転する（減少させる）利益積立金額から計算し、その後、減少する資本金等の額が決まります。

非適格の分割型分割の場合は、分割承継法人は、分割法人から利益積立金額を引き継ぐことはできません。分割法人で減少する利益積立金額は、分割法人株主へのみなし配当となります。したがって、分割法人が減少させる資本金等の額から計算し、その後、利益積立金額を計算します。そして、分割承継法人の増加する資本金等の額ですが、法人税法第62条の8（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金不算入等）の適用を受ける場合と受けない場合で、次のように異なります。

〔法法62の8が適用にならない場合〕

増加資本金等の額＝移転純資産の時価－分割交付金銭等の額

〔法法62の8が適用になる場合〕

増加資本金等の額＝交付株式の時価

イ 分社型分割

適格分社型分割の場合は、分割法人において税務上の純資産額の変動がないため、利益積立金額を引き継ぐことはありません。したがって、分割承継法人のみの株主資本が変動します。

非適格の分社型分割の場合は、移転資産は時価による譲渡とされ、分割法人においては、資産・負債の譲渡損益が反映された株主資本となるため、分割に係る規定は特にありません。資産・負債を受け入れる分割承継法人については、前述の法人税法62条の8の適用の可否による場合と同様の処理となります。

②みなし事業年度

事業年度の途中で分割型分割が行われた場合は、移転する利益積立金額を計算し確定させることが必要となるため、その事業年度開始の日から分割の日の前日までの期間、および分割の日からその事業年度の末日までの期間を分割法人の事業年度とみなします。

しかし、分社型分割が行われた場合は、原則として、事業年度の途中の分割でも、みなし事業年度を設ける必要はありません。

③株主の課税

ア 分割型分割

適格分割型分割については、移転する資産が帳簿価額により引き継がれ、利益積立金額も分割承継法人に引き継がれるため、株主に対して配当があるとみなされる部分はないので課税問題は生じません。ただし、分割法人の株主は、分割により分割承継法人の株式を受け取る際、移転資産・負債の割合に応じて分割法人株式（旧株）の簿価の付替え計算が必要となります。なお、分割承継法人の株主については、何ら課税問題は生じません。

非適格の分割型分割については、利益積立金額を引き継げず、分割承継法人では資本金等の額としなければならないので、株主にみなし配当の課税問題が生じます。

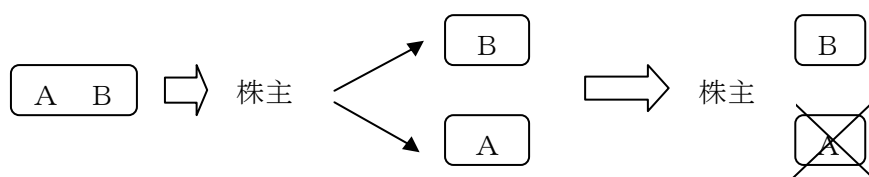
また、株主における株式の譲渡損益に対する課税問題は、移転する資産・負債の対価として分割法人の株主に株式以外の金銭その他の資産の交付があったかどうかによって取扱いが変わります。株主に株式以外の金銭等の交付がない場合は、簿価による譲渡として、譲渡損益の額の認識を繰り延べることになり、譲渡損益の課税問題は発生しません。交付金銭等が支払われる場合は、分割法人株式（旧株）の部分的譲渡が行われたとして、旧株の分割資産に対応する分について課税問題が発生します。

イ 分社型分割

適格・非適格を問わず、株主には課税問題は生じません。

(3)合併類似会社分割と繰越欠損金の引継ぎ

ア 合併類似会社分割の分割型分割



合併類似適格分割型分割(注1)が行われた場合において、分割法人に、分割の日前7年以内に開始した各事業年度において生じた青色欠損金額のうち、その欠損金額の生じた事業年度後の事業年度において繰越控除を受けた金額及び欠損金の繰戻し還付の計算基礎となった金額を除いた金額があるときは、その金額を分割承継法人の分割の日の属する事業年度前の事業年度において生じた欠損金額とみなして、分割の日の属する事業年度以後の各事業年度において、繰越控除の対象となります。

ただし、分割法人と分割承継法人との間に、特定資本関係(注2)があり、かつ、特定資本関係が分割の日の属する事業年度開始の日の5年前の日以後に生じている場合において、

みなし共同事業要件(注3)に該当しないときは、引き継げる欠損金に制限があります。

(注1) 合併類似適格分割型分割

適格分割型分割のうち、以下の3要件を満たすもの

- ①分割法人の主要な事業が分割承継法人で引き続き営まれること
- ②分割法人の資産及び負債の全部が分割承継法人に移転すること
- ③分割法人が直ちに解散することが分割の日までに株主総会または社員総会で決議されていること

(注2) 特定資本関係

分割法人と分割承継法人との間が、以下のいずれかの関係である場合

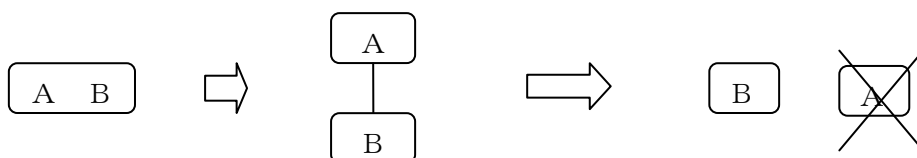
- ①いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の50%超を直接又は間接に保有する関係
- ②同一の者によってそれぞれの法人の発行済株式等の総数の50%超を直接又は間接に保有される関係

(注3) みなし共同事業要件

次の①～④のすべてを満たしている場合、又は、①と⑤を満たしている場合

- ①被合併法人の合併前に営む主要な事業のうちいずれかの事業と、合併法人の合併前に営む主要な事業のうちいずれかの事業とが相互に関連していること
- ②両社の売上高、従業員、資本金の規模格差が概ね5倍を超えないこと
- ③被合併会社の合併直前の規模が、特定資本関係になったときに比べて2倍を超えないこと
- ④合併会社の合併直前の規模が、特定資本関係になったときに比べて2倍を超えないこと
- ⑤被合併会社の常務クラス以上の役員が、合併後の会社でも引き続き常務クラス以上であること

イ 合併類似会社分割の分社型分割



分割法人は直ちに解散することが要件のため、当事者間の完全支配関係の継続要件を問われることはありません。

第5節 種類株式を利用した事業承継対策

(1)事後対策の概要

一度分散した株式を再集中する主な方法としては、以下のものがあります（手続、利用上の注意点等については、図1参照）。

[方策ア] 経営者が任意で取得する方法

[方策イ] 会社が金庫株等で任意に取得する方法

[方策ウ] 会社が取得条項付株式等を活用して取得する方法

[方策エ] 会社が「相続人に対する売渡請求」に基づいて取得する方法（会社法で新設）

株式の集中の方策（図1）

	方策ア	方策イ	方策ウ	方策エ
	経営者が任意で取得	会社が任意で取得 (金庫株・合意による取得)	会社が強制取得 (取得条項付株式の活用)	会社が強制取得 (相続人に対する 売渡請求の活用)
方策	経営者が、株主との合意により、分散している株式を買い取り、経営権を集中させる。	会社が、株主との合意により分散している株式を買い取り、相対的に経営者への株式の集中度合を高める。	分散している株式に月、取得条項を既存株式に付与し、一定の事由が生じた日に、一部(又は全部)を強制取得し、相対的に経営者の集中度合を高める。	相続人に対する売渡請求により、相続の発生の都度会社が株式を買い取り、相対的に経営者の集中度合を高める。
手続	株主と任意に買い取るための売買交渉及び売買契約の締結	株主総会の普通決議(会社法156①) ただし、特定の株主から取得する場合は特別決議及び株主に対して売主として自己を加えることを求める機会を付与することが必要(会社法160①,②,③,309②2、ただし定款で機会付与の排除可能会社法164)	●取得条項付株式へ内容を変更する手続 ①既存株主に取得条項を付与するための株主全員の合意(会社法107③,110) ②既存株主に取得条項を付与するための定款変更(株主総会の特別決議、議決権の2/3以上の賛成) ●強制取得の手続き (一部取得の場合) 株主総お買い(取締役会設置会社では取締役会)の決議による取得する株式の決定(169①②)及び客観的取得事由の発生の通知・公告または株主総会(取締役会設置会社では取締役会)の決議による取得日の決定とその通知・公告(168①,170③④)(全部取得の場合には、取得する株式の決定のための手続は不要) ※なお、金銭等ではなく、議決権制限株式を対価として取得することも可能である。 なお、内容の異なる二以上の種類株式を発行する場合には、取得条項付種類株式(108①⑥)の他、全部取得条項付株式(108①⑦)を利用することもできる。	●相続人に対する売渡請求ができる旨の定款変更(株主総会の特別決議、議決権の2/3以上の賛成) ●売渡請求の手続 (1)売渡請求をする都度の特別決議(会社法175①,309②) (2)決議に基づく売渡請求(会社法176①)

注 意 点 ・ 問 題 点	(1)譲渡を拒否されたり、譲渡価格が折り合わなければ取得できない	(1)株主が取得に応じなければ、取得できない	(1)取得条項を付与する既存株主(種類株主)の全員の同意が必要となる。	(1)議決権の 2/3 以上が無ければ、定款変更を行うことができない。
	(2)時価より著しく低い価格での譲渡の場合には、譲受人に贈与税が課税される。	(2)取得の効力発生日において、株主に交付する金銭等の帳簿価額の総額が分配可能額を超えることができないなどの財源規制がある(会法 461①2,3,465①2,③)	(2)金銭等により取得する場合は、対価の簿価が取得日において分配可能額を超えると無効になるなどの財源規制がある(会法 170⑤,465①5)。	(2)相続発生という長期展望が必要となり、再集中されるまで相当の時間がかかる。
		(3)時価より低い価格での譲渡の場合には、譲受人(会社)に受贈益として益金算入され、時価の 2 分の 1 以下の場合には株主に時価によるみなし譲渡課税がされる		(3)買取の効力が生じた日現在での分配可能額を超えた価格での買取ができないなどの財源規制がある(会法 461①5,465①7)。

各方法に共通して言えることであるが、一度分散した株式を再集中させるためには、売り手の株主が友好的であることや、経営者又は会社に潤沢な買取資金があること等、一定の条件が必要となります。また、相続人に対する売渡請求の定めを置く等の目的で定款変更を行うためには、株主総会の特別決議を必要とするため、既に株式が分散している場合、他の株主の協力が得られなければ制度を活用すること自体がそもそも不可能です。

このような株式の分散に伴う議決権の拡散を防止するため、会社法上の様々な規定が利用可能です。例えば、株式の譲渡制限の旨を定款に定めておけば、株式の譲渡について会社の承認が必要となるため、会社との関係で知らない間に株式を第三者に譲渡されてしまうといった事態を防ぐことができます(この規定は旧商法においても利用可能でした)。また、これまでは譲渡制限株式であっても、相続等の事由による株式の移転を制限することはできませんでしたが、会社法においては、当該株式に対して会社が売渡請求を行うことが可能となったため、会社にとって好ましくない者への相続による株式の分散を防止できるようになりました。そして、株式譲渡制限会社において、これまで発行済株式総数の 1/2 までとされていた議決権制限株式の発行限度が撤廃されました。さらに、株式譲渡制限会社において、議決権・配当等についての株主ごとの異なる取扱いが認められる改正がされました(これまで有限会社においてのみ取扱いが可能と解される規定がありました)。

従って、このような種類株式制度の活用により、株式の分散による議決権拡散が防止され、事業承継の円滑化に資することが期待されています。

(2) 事前対策の概要

特定の者の議決権を制限することで後継者への経営権の集中を図る手法として、主に以下の 3 つが考えられます。

① 議決権制限株式(会社法第 108 条第 1 項第 3 号)

相続に先立って議決権制限株式を発行しておき、後継者には普通株式を、その他の相続人には議決権制限株式を取得させることで、後継者以外の相続人の遺留分等の権

利に配慮しつつ、後継者に経営権を集中させることができます。

②拒否権付種類株式（会社法第108条第1項第8号）

相続に先立って拒否権付種類株式を発行しておき、後継者に当該拒否権付種類株式を取得させます。

現オーナー経営者が拒否権付種類株式を保持して経営に睨みをきかせつつ、後継者へ大部分の株式を生前贈与して経営権を委譲できます。

③議決権・配当等についての株主ごとの異なる取扱い（会社法第109条第2項）

あらかじめ、株主のうちで取締役である者のみが議決権を有する旨を定款で定めておき、事業を承継させる者を取締役にしておくことで経営権を集中させることができます。

表にまとめると、以下の通りです。

	議決権制限株式(完全無議決権株式等)の発行	拒否権付種類株式(いわゆる黄金株)の発行	議決権・配当等についての株主ごとの異なる取扱
根拠規定 (括弧内は旧法)	会社法 108①3 (旧商法 222①5)	会社法 108①8 (旧商法 222⑨)	会社法 109② (旧有限会社法 39,44,73)
会社法における 改正点	株式譲渡制限会社において、発行限度を撤廃。(これまでは発行済株式総数の1/2までという制限あり)	拒否権付種類株式についてのみ譲渡制限を行うことが可能に。	株式譲渡制限会社において制度新設(これまでは有限会社のみ取扱いが可能と解される規定があった)
事業承継において 想定される利用例	●相続に先立って議決権制限株式を発行しておき、事業を承継させる者には普通株式を、その他の相続人には議決権制限株式を取得させる。	①相続に先立って拒否権付種類株式を発行しておき、事業を承継させる者に当該拒否権付種類株式を取得させる。 ②現経営者が拒否権付種類株式を保持して経営に睨みをきかせつつ、後継者へ大部分の株式を生前贈与して経営権を委譲する。 ③後継者以外の相続人に取得させる株式について、議決権制限株式とする代わりに、一定の重要事項について拒否権を付けておく。	●あらかじめ、株主のうちで取締役である者のみが議決権を有する旨を定款で定めておき、事業を承継させる者を取締役にしておく。
事業承継者が 有する経営権	集中した議決権	限定的議決権+拒否権 [上記①のケース] (承継後の議決権が50%以上ある場合は、実質的に拒否権を有するため、拒否権つき種類株式を利用する必要なし)	集中した議決権
定款変更のために 必要な手続き	株主総会の特別決議 (当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の2/3以上の賛成)	株主総会の特別決議 (当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の2/3以上の賛成)	株主総会の特別決議 (総株主の半数以上かつ総株主の議決権の4分の3以上の賛成、会社法 309④)

検討を要する事項	議決権制限の内容をどのようにするか。 (完全無議決権にするのか、特定の事項のみ議決権を制限するのか等)	拒否権の内容をどのようにするか。 (取締役の選解任権、組織再編等)	異なる取扱の内容をどのようにするか。 特に、株式の数によらず議決件数を定めるような場合に、どの程度まで差異を設けることができるか。
----------	--	--------------------------------------	--

以上の手法を用いて想定例を検討します。

■ 想定例

<p>A 株式会社 資本金 2000 万円 発行済株式数 400 株 (現在はすべて普通株式、譲渡制限付) 会社が発行する株式数 800 株 代表取締役 B の持ち株数 280 株(70%) 代表取締役 B の法定相続人(かっこ内は法定相続分) 子 C(1/4)、子 D(1/4)、子 E(1/4)、子 F(1/4)</p> <p>現在、子 C が取締役になっており、子 C に事業を承継させたいと思っている。</p> <p>便宜上、普通株式と他の種類株式は同価格と仮定。 特定の者に株式を割り当てることによる不公正発行の問題は考えないこととする。</p>	<p>法定相続分で相続されると</p> <p>子 C 70 株(17.5%) 子 D 70 株(17.5%) 子 E 70 株(17.5%) 子 F 70 株(17.5%)</p> <p>遺留分を考慮した遺言書によると</p> <p>子 C 175 株(43.75%) 子 D 35 株(8.75%) 子 E 35 株(8.75%) 子 F 35 株(8.75%)</p>
--	--

	議決権制限株式 (完全無議決権株式等)の発行	拒否権付種類株式 (いわゆる黄金株)の発行	議決権・配当等についての株主ごとの異なる取扱
考えられる利用例	<p>議決権制限株式(または完全無議決権株式)を 168 株発行して代表取締役 B が引き受け、遺言書で遺留分を考慮しつつ次のように相続させる。 (相続時の B の保有株式 280+168=448 株)</p> <p>子 C 普通株式 280 株 (448×5/8=280) 子 D 議決権制限株式 56 株 (448×1/8=56) 子 E 議決権制限株式 56 株 子 F 議決権制限株式 56 株</p>	<p>取締役選任及び解任等重要事項につき当該種類株主総会の承認を得るものとする甲種類株式を 1 株発行して代表取締役 B が引き受け、遺言書で遺留分を考慮しつつ次のように相続させる。 (相続時の B の保有株式 280+1=281 株)</p> <p>子 C 普通株式 172 株 (280-36×3=172) 甲種類株式 1 株 子 D 普通株式 36 株 (281×1/8=35.125) 子 E 普通株式 36 株 子 F 普通株式 36 株</p>	<p>取締役が就任している株主は株式数に応じて完全議決権を有し、取締役が就任していない株主は制限された議決権のみを有する(または議決権をまったく有さないものと定める。</p> <p>相続時の各相続人の持分は上記と同じになるが、完全議決権は子 C のみが有し、他の子 D、子 E、子 F は制限された議決権のみを有する(または議決権を全く有さないこととなる。</p>
議決権	<p>子 C 70%</p> <p>子 D、子 E、子 F 0%</p>	<p>子 C 43%+拒否権</p> <p>子 D、子 E、子 F 9%ずつ</p>	<p>子 C 100%</p> <p>子 D、子 E、子 F 0%</p> <p>(残り 30%の保有者が取締役外の場合)</p>

定款変更	株主総会の特別決議 (議決権の 2/3 以上)	株主総会の特別決議 (議決権の 2/3 以上)	株主総会の特別決議 (総株主の半数以上 かつ議決権の 3/4 以上)
------	----------------------------	----------------------------	--

	後継者への議決権の集中	定款変更の要件
議決権制限株式	高い	特別決議 (2 / 3)
拒否権付種類株式 (黄金株)	低い	特別決議 (2 / 3)
株主ごとの異なる取扱い	高い	特殊決議 (3 / 4 + 株主数)

従って、議決権制限株式の活用が、オーナー経営者が後継者に経営権を集中させつつ他の相続人の遺留分にも配慮して株式の分配を行う想定ケースのような場合において、最も実務上利用価値が高いと考えられます。そこで、前述の想定ケースに基づく議決権制限株式の発行方法について検討します。

	【利用例 1】 議決権制限株式を新規発行する方法。	【利用例 2】 自己の有する普通株式の一部の内容を議決権制限株式に変更する方法	【利用例 3】 議決権制限株式を既存の普通株主に無償割り当てする方法。	【利用例 4】 既存普通株式の全部取得条項付種類株式への内容変更及び新たな普通株式の発行。その後、全部取得条項付種類株式の取得と議決権制限株式の交付。
手続	株主総会の特別決議を経て、議決権制限株式を新規に発行し、すべてを自分に割当て保有する。 遺言書で遺留分を考慮しつつ相続させる。	全株主の同意を得て、自己の有する普通株式のうち、一部を議決権制限株式に変更する(旧商法において、同種株式の一部の内容を変更する方法は株主全員の同意がある場合は実務上認められ、当期実務でも受け付けられている例がある。そのため、会社法の下でも、株主全員の賛成が得られる場合には、同様の内容変更が可能と考えられる。) 遺言書で法定相続分まで遺留分を考慮しつつ相続させる。	株主総会の特別決議を経て、普通株式を保有する株主に議決権制限株式を無償で割り当てる。 遺言書で法定相続分または遺留分を考慮しつつ相続させる。	株主総会の特別決議等を経て、既存普通株式に全部取得条項を付すると同時に、新たに普通株式を発行し、従前の持ち株比率に従い株主に割り当てる。その後、全部取得条項付株式を取得し、議決権制限株式を交付する。 遺言書で法定相続分または遺留分を考慮しつつ相続させる。

少数株主への影響等	新規発行株式の発行価額が適切になされなければ、株式総数の増加に伴い、少数株主の株式価値の低下、1株あたりの配当の低下をもたらす。	自己の有する株式の一部の見ないよう変更するもので、他の株主の議決権比率は相対的に上昇する。	いわば種類をまたぐ分割にすぎないため、少数株主の権利関係に影響を与えない。(ただし、既存株主の1株あたりの株式価値は低下)	全部取得条項を付すことに反対の株主には、株式買取請求権が与えられる。 又、全部取得決議に反対の少数株主は裁判所に対して価格の決定を申し立てることができる。
-----------	--	---	---	--

【利用例1】議決権制限株式の新規発行

【利用例2】自己の保有する株式の一部を議決権制限株式に内容変更

【利用例3】株式無償割当ての手法を活用した議決権制限株式の割当て

【利用例4】既存普通株式の全部取得条項付種類株式への内容変更及び新たな普通株式の発行、全部取得条項付種類株式の取得及び議決権制限株式の交付

現オーナー経営者が100%株式を保有しているような場合であれば、全ての手法を利用することができると考えられますが、少数株主がいるような場合には、【利用例3】「株式無償割当ての手法を活用した議決権制限株式の割当て」が最も利用しやすいと考えられます。なぜなら、新たな資金を要することなく実施することができ、議決権保有割合が2/3以下の場合等であっても少数株主の権利関係に影響を与えないため、他の株主の理解を得て実施できる可能性があるからです。

第6節 会社分割を用いた具体的事例の検討

(1) 吸収分割を用いた事例

① 概要

A社は創業当時から珈琲豆の輸入販売業を営み発展を遂げてきましたが、事業展開の一環として自社の土地の一部に店舗を設けて喫茶店事業を始めることとなりました。

A社が所有する資産にはかなりの含み益を有しており、株式評価の計算をしてみても出資額を上回る価額がついています。

A社には創業者の父のほか、息子である長男と次男がおり、それぞれ株式を保有しています。

さて、創業者の父はかねてから珈琲豆の販売事業については長男に継がせることを心に決めていた。ただし、喫茶店事業については事業展開をしたものの次男に任せっきりにしていて、喫茶店事業の繁栄は次男の活躍のみで支えられておりました。

そんなある日、次男が不意の交通事故により急死してしまい、喫茶店事業がストップしてしまうことになった。父も長男も喫茶店事業のノウハウもなく、この事業に携われ

ば本業である珈琲豆の販売事業に影響を与えかねないことを考慮して、この喫茶店事業について何らかの形で処理しなければならないと考えるようになりました。

そこへレストラン事業に加え喫茶店事業にも手を伸ばしたくA社の商圈やノウハウを何とか手に入れたい願うB社が現れました。

② 吸収分割の目的

A社としては、事業を移転するにしてもできるだけ税金や手続で面倒なことは避けたいと思っています。

また、喫茶店事業は閉鎖して店舗の土地建物を売却するという方法もありますが、それでは収益性の高い事業部門であるがゆえにもったいないような気がします。そんなときにB社が現れ、B社にとってA社が株主として存在することは体外的に有益であり、A社にとってもB社と資本関係にあれば珈琲豆の販売拡大という意味で十分メリットがあると考えていました。

この場合に吸収分社型分割を利用することである程度、問題の解決が可能となります。

③ 吸収分割のスキーム

A社の喫茶店事業部門をB社に承継して、B社はその価額に見合ったB社株式をA社に交付することで、A社はB社の株主として経営に参画することになります。

④ 吸収分割と事業譲渡との比較検討

これに似たような形態で事業譲渡という選択肢もありますが、下図を参考にしながらここでは吸収分割のメリットについて検討してみることにします。

まず、移転会社であるA社の立場からみると…。

(ア) 吸収分割の場合は、A社の喫茶店事業部門の財産移転の対価としてB社株式を交付するという税制適格要件を充足すれば、A社は税負担を生じることなく事業移転が可能です。ここでの税負担とは、建物等を移転したことによる消費税や資産の含み益が実現化したことによる法人税の負担があげられます。

(イ) 吸収分割は事業譲渡と異なり、債権者、とりわけ融資先の金融機関の同意を必要とせず、催告することのみが要件となっています。したがって、この場合、A社は株主総会の特別決議による承認があれば仮に金融機関に異議があっても会社分割は可能ということになります。

一方、受入会社であるB社の立場から考えると…。

(ウ) 吸収分割の場合、B社に移転する財産は取得ではなく承継とされるので不動産取得税の負担はありません。不動産登記にかかる登録免許税についても営業譲渡によるものと比べ時限立法ながら軽減されています。

- (エ) A社から移転される事業が行政官庁の許認可を必要とするものである場合、B社はA社の許認可をそのまま引き継ぐことができますが、許認可引継には、移転する事業の種類により可能なものと不可能なものがあります。

⑤ 吸収分割と事業譲渡の比較

	吸 収 分 割	事 業 譲 渡
移 転 元 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ● 税制適格であれば税負担を生じないまま事業移転が可能 (消費税、法人税) ● 債権者への同意は必要ない (催告、公告は要件) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事案によって税負担が生じることもある。 ● 債権者の同意なしでは事業譲渡できない。
移 転 先 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産取得税の負担がなく登録免許税も軽減 ● 業種によって許認可を分割し、承継会社に引き継ぐことも可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産取得税等一般に不動産取得に要する税負担あり。 ● 譲受会社が許認可を取得しなければならない。

⑥ 総 括

最後に従来、会社分割に伴い交付する対価は分割承継会社の株式のみとされてきましたが、今回の会社法施行によりこれが自由化されることとなりました。

つまり、この場合B社株式だけでなくB社の親会社株式や、さらに現金でも無対価でも税制適格要件さえ考慮しなければ何でもよいということになりました。

また、上記で触れた許認可引継の事例については、最近、某パチンコ業の法人が事業再生のため、会社分割により許認可事業を分割承継法人として分割し、その後分割法人は特別清算したという事例もあり、これも事業再生方法の一つとして許認可事業の移転も同時に行える会社分割の特徴を活かしたものであると思われます。

(2) 新設分割を用いた事例

① 概 要

A株式会社は鉄鋼業を営んでおり、社歴40年を超えるほどの同族会社です。

株式のほとんどは創業者一族で支配されており、中でも創業者一人で全体の75%以上の株式を有しています。その他A社の概要は下記の通りです。

～A社概要～

1. 従業員数 230名
2. 発行済株式総数16万株 (全て普通株式で1株あたり払込金額は500円)
3. A社の純資産価額 53億円 (但し、A社保有の土地含み益5億円は含まない。)
4. A社主要の鉄鋼業のほか旧工場跡地を利用し不動産貸付業も営んでいる。

5. 上記3以外に純資産価額算定に変動を与える数値はない。

② 会社分割の目的

A社の経営は順調で今後も利益の計上が見込まれますが、A社の創業者は高齢で引退も視野に入れていました。

そこで、創業者は後継者である創業者の子にできるだけスムーズかつ税負担をできるだけ強いることなく事業承継させたいと考えています。

また、創業当時の株主の一部の者が現在の経営陣と対立しており、後継者に承継するまでにこうした障害を取り除いておきたいと考えています。

③ 分割前の経営状態と相続税評価額（株式）

A社の分割前の財務状態と相続税評価額は下記図1～3の通りです。

なおA社の類似業種比準価額による1株あたりの評価額は

その他鉄鋼業 31,544 円、不動産貸付業 12,504 円とします。

図1： A社貸借対照表 (億円)

現預金	15	流動負債	34
流動資産	30	固定負債	63
不動産等	70	資本金	0.8
固定資産等	35	剰余金	52.2
資産計	150	負債純資産計	150

図2： A社損益計算書 (億円)

売上原価	100	鉄鋼売上高	133
経費等	30	不動産収入	7
経常利益	10		
合計	140	合計	140

図3： A社株式 相続税評価額 (億円)

評価方式	1株あたり評価額	備考
類似業種比準価額	31,544 円	その他鉄鋼業
純資産価額	34,937 円	$=\{(53 \text{ 億円} + 5 \text{ 億円}) - (5 \text{ 億円} \times 42\%)\} \div 16 \text{ 万株}$
相続税評価額	31,544 円	大会社の評価(相続税法上)

④ 会社分割のスキーム

上記②の目的を達成するために行う新設分社型分割のスキームは下記の通りです。

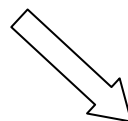
- (ア) A社を親会社とする全額A社出資の子会社B社を設立する。
- (イ) A社はB社に事業を分割し、対価としてB社は発行株式全部をA社に交付する。
- (ウ) B社には旧A社の主な業種である鉄鋼業を引き継がせる。
- (エ) (新)A社の主な業種は不動産賃貸業とするが、鉄鋼業の一部もA社に残す。

これを図式化すると下記の通りとなります。

図 4 :

(旧)A社貸借対照表 (億円)

現預金	15	流動負債	34
流動資産	30	固定負債	63
不動産等	70	資本金	0.8
固定資産等	35	剰余金	52.2
資産計	150	負債 純資産計	150



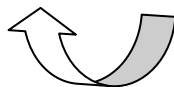
A社の鉄鋼業の一部
を事業分割

(新)A社貸借対照表 (億円)

現預金	5	固定負債	24
不動産等	70	資本金	0.8
B社株式	2	資本剰余金	52.2
資産計	77	負債 純資産計	77

B社貸借対照表 (億円)

現預金	10	流動負債	34
流動資産	30	固定負債	39
固定資産等	35	資本金	0.8
		資本剰余金	1.2
資産計	75	負債 純資産計	75



B社の発行株式の全
てをA社に交付

⑤ 分割後の相続税評価額 (株式)

A社を新設分社型分割したことによる(新)A社の相続税評価額は下記の通りです。

なお、子会社であるB社の相続税評価額は開業後3年未満となるため、純資産価額が相続税評価額(2億円)となります。

図 5 : (新) A 社株式 相続税評価額 (億円)

評価方式	1 株あたり評価額	備 考
類似業種比準価額	12,504 円	不動産貸付業
純資産価額	34,937 円	$=\{(分割時純資産 53 億円+5 億円)-(5 億円 \times 42\%)\} \div 16 万株$
相続税評価額	14,747 円	中会社の評価(相続税法上 $L=0.9$) $=12,504 円 \times 0.9+34,937 \times (1-0.9)$

※ 株式保有特定会社の判定

A 社が保有する B 社株式相続税評価額 2 億円 \div A 社総資産額 5.8 億円 $= 3.4\% < 50\%$

…株式保有特定会社には該当しない

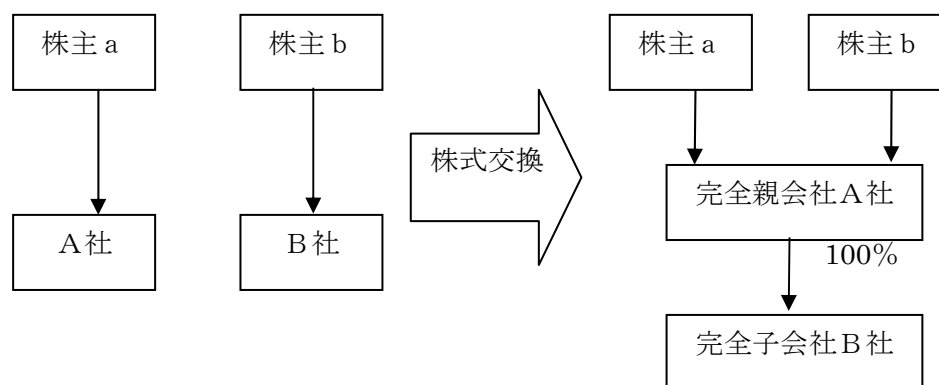
⑥ 結 論

- 分割前 A 社は会社規模が相続税法上の大会社と大きく、類似業種比準価額・純資産価額のいずれか低い価額を用いて評価額の計算することになりますが、いずれの価額も高く通常の株価対策（創業者への退職金給付等）ではあまり効果的なものにはなりません。
- 会社分割を行って A 社が B 社（鉄鋼業）の親会社になることにより、A 社の主な業種を鉄鋼業から不動産賃貸業に変更するため類似業種比準価額による 1 株あたりの株式評価額が下げることが可能となります。
- A 社の相続税法上の会社区分が大会社から中会社になったことにより、A 社の株式保有特定会社の判定要件である株式保有割合が大会社の 25% 未満から中会社の 50% 未満になります。つまり、会社分割後の株式評価額を算定するにあたり、類似業種比準価額が純資産価額より低い場合にはできるだけ類似業種比準価額を用いる方が評価上有利であり、株式保有割合の範囲が広がることはその適用の可能性が広がるということになります。
- 分割により下がった（新）A 社の株式評価額については、創業者の退職金給付との対策を行うことによりさらに評価額を下げることが可能となります。これにより創業者は後継者へ分割前に比べ資金を要することなく株式譲渡（贈与）することが可能となります。
- A 社の経営姿勢に反対する A 社株主からの株式買取請求があった際にも分割前に比べ買取資金を要しません。

第3章 株式交換・株式移転

第1節 株式交換の意義

株式交換とは、会社（完全親会社：株式会社・合同会社）が株式交換をする会社（完全子会社：株式会社に限る）の発行済株式の全部を取得し、その対価として完全子会社の株主に自社の株式・その他の財産を交付することによって完全親子会社関係を形成することをいいます（会法2三十一）。



上図のように、B社がA社に対し株式交換をする場合、A社は株主bからB社株式を取得し、その対価としてA社株式を交付します。交付するA社株式は、A社が新たに株式を発行しても、保有している自己株式を交付してもかまいません。この株式交換により、A社はB社の株式の100%を保有することになり、A社とB社は完全親子会社関係となります。（会法767）

なお、旧商法では（商法352～363）、株式交換に際して、完全子会社となる会社の株主に対して交付する財産は、原則として、完全親会社株式とされていましたが、会社法では、交換の対価を特に定めていない（対価の柔軟化）ので完全親会社株式を交付せず、金銭その他の資産を交付することが可能となりました。（会法768①二）

第2節 株式交換の手続

株式交換にはその他の組織再編の手法と同様に（1）原則、（2）略式株式交換、（3）簡易株式交換の3種類の方法があります。

（1）原則

①株主総会手続

株式交換を行う場合、まず当事会社間で株式交換契約を締結します（会法767）。この契

約について、その効力発生日の前日までに株主総会で特別決議による承認を受けなければなりません(会法 783,795)。この株式交換契約書は本店に備え置き開示することが求められます。

②反対株主の株式買取請求

株式交換の当事会社は効力発生日の 20 日前に各々の株主に対し通知又は公告をしなければならず(会法 785、797)、株式交換に反対の株主には株式買取請求権が与えられます。株式買取請求権が行使されると当事会社に対し、効力発生日に完全子会社に係る株式買取の効力が発生します(会法 786)。

③債権者保護手続き不要

株式交換においては当事会社の財産には変動がないので、債権者保護手続きを要求されません。しかし、完全子会社の債権者、完全親会社の債権者は一定の場合に異議を述べることができます(会法 789①三、799①三)。

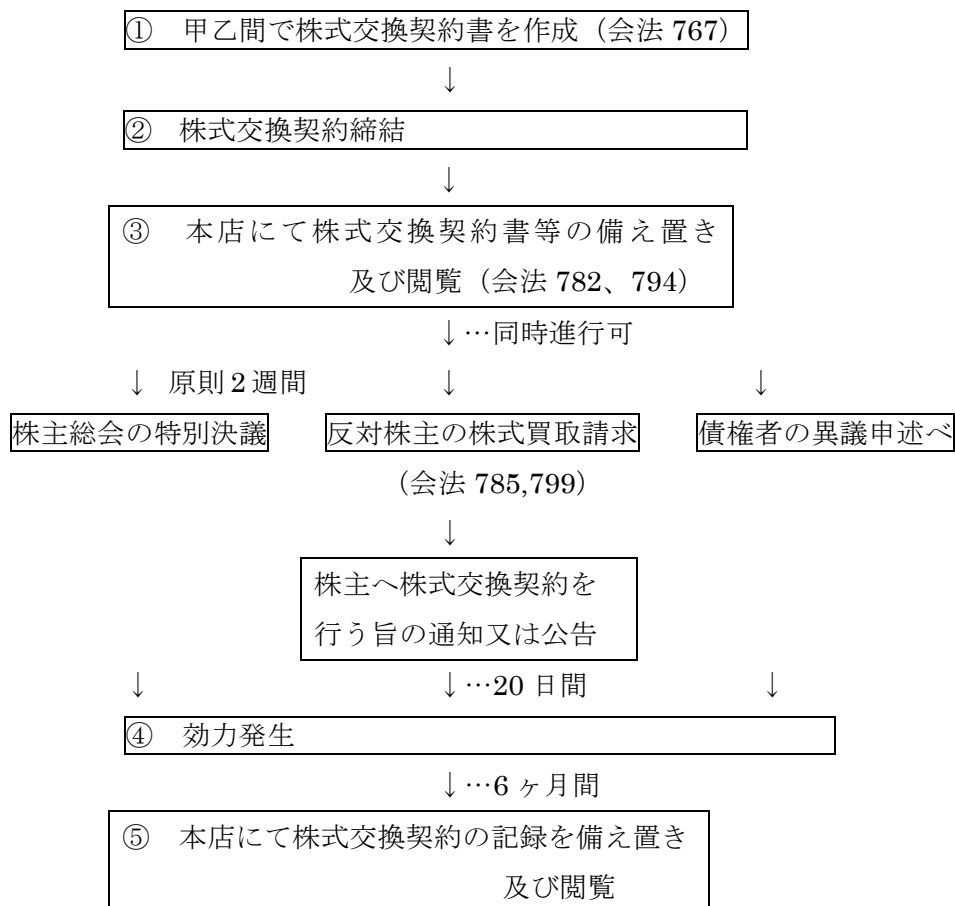
④開示

このように手続きが進められたあと、株式交換の効力発生日後 6 ヶ月間、交換契約を記録したものを本店に備え置き閲覧可能にしておかねばなりません。

これを図示すると次のようになります(図 2)。

(図2)

株式交換契約の主な流れ



(2) 略式株式交換

前述のように、株式交換を行うには株主総会の特別決議による承認が必要です。しかし、一定の要件を満たす場合には、簡易な方法で株式交換を行うことができます。それが略式株式交換(会法 468)と簡易株式交換(会法 784)です。

略式株式交換とは、特別支配関係(子会社の総株式の議決権の90%以上を親会社が所有している)にある会社間で、完全子会社の株主総会決議を省略して行う株式交換をいいます。この場合、90%以上の議決権を親会社が所有している場合、その子会社の経営を実質的に支配しており、総会の開催する必要性が低いと考えられるからです。

(3) 簡易株式交換

簡易株式交換とは、自社よりも相対的に大きな会社に対し株式交換を行う場合に、完全親会社となる会社株主総会の承認決議を省略(会法 784③、805)して行う株式交換をいいます。この場合、完全子会社となる会社に比べ、完全親会社になる会社の規模が相対的に大きいため、株主に及ぼす影響が小さいと考えられるからです。略式株式交換を行う条件は、株式交換により支払われる対価が完全親会社となる会社の純資産額の20%以下であることです(会法 796③)。ただし、この条件を満たしていても、①交換の際に差損が生じている場合、②株主への通知又は公告から2週間以内に反対する旨の通知が一定数集まった場合、には完全親会社となる会社の株主総会での承認決議を省略することはできません。

第3節 株式交換の会計

(1) 完全親会社の会計処理

完全親会社の会計処理は、①共通支配下の取引、②共同支配企業の形成、③持分の結合 ④取得、の4つの類型ごとに定められています。会計上(企業結合に係る会計基準)には、税法の共同事業という考え方はなく、あくまでも持分の継続・非継続を考え、組織再編によって支配権を獲得しているか否かによります。

①共通支配下の取引

共通支配下の取引とは、独立した企業間の組織再編ではなく、いわゆる企業グループ内における組織再編をいいます。共通支配下の取引と判定された場合は、企業結合の前後で企業集団内における純資産額等の帳簿価額が相違しません。

②共同支配企業の形成

共同支配企業の形成とは、複数の独立した企業により共同で支配される企業を形成することをいいます。共同支配企業の形成と判定された場合は持分プーリング法に準じて処理

します。

③持分の結合

①共通支配下の取引、②共同支配企業の形成以外の企業結合は、③持分の結合と④取得に識別される。③持分の結合と④取得との区分の根底には、持分の継続・非継続の考え方があり、持分の継続とは投資の継続であり、持分の非継続とは投資の精算及び再投資という考え方になります。持分の継続とは、いずれの企業も持分が継続している企業結合をいう。持分の結合と判定された場合は、持分プーリング法によります。

④取得

取得とは、いずれかの企業が支配を獲得する企業結合をいい、③持分の結合と判定されなかったものが該当します。取得は、パーチェス法により処理します。

※パーチェス法とは、取得会社が、取得日から被取得会社の経営成績を連結損益計算書に取り込み、また、資産・負債を取得日現在の公正な評価額で連結貸借対照表に計上し、被取得会社の純資産と投資原価が相違する場合には、その差額を連結調整勘定として連結貸借対照表に計上する方法である。

完全親子会社関係の創設におけるパーチェス法による資本連結手続は、完全親会社による完全子会社株式の投資原価の測定に係る手続を除けば、連結原則の資本連結手続と同じである。

※持分プーリング法とは、企業結合が生じた事業年度において、その結合が事業年度のどの時点で生じたかにかかわらず、結合当事会社間の会計方針を統一するための所要の修正等を除き、基本的に結合当事会社の財務諸表を合算する方法である。したがって、結合当事会社の資産・負債が結合時点の公正な評価額に修正されることも、連結調整勘定が計上されることもない。持分プーリング法を適用する場合には、完全子会社の資産及び負債は完全子会社の個別（又は連結）貸借対照表に記載されている金額で連結される。

（２）株主の会計処理

①完全子会社となる会社の株主

株式交換の完全子会社となる会社が法人である場合には、企業分離会計基準が適用されます。会計処理は投資が継続しているか、投資が精算されたかにより判定します。

②完全親会社となる会社の株主

株式交換においては、完全親会社となる会社の株主は、原則として交換損益は認識されませんが、一定の場合は交換損益が認識されます。

第4節 株式交換の税務

株式交換の完全親会社及び完全子会社の課税につき、合併などと同様の税制適格要件を定め、その適格要件に適合するか否かにより課税関係を定めています。

(1) 税制適格要件

株式交換に際して、完全子会社の株主に完全親会社の株式または株式交換完全支配親会社株式以外が交付されず、かつ、金銭等の交付がないことに加え、一定の要件を満たすものが適格株式交換となります。

なお、適格・非適格の判定にあたり、株式交換に際して完全親会社の株式以外の資産が交付された場合であっても、一定の場合には、完全親会社のみ株式が交付されたものとして、適格株式交換となります。

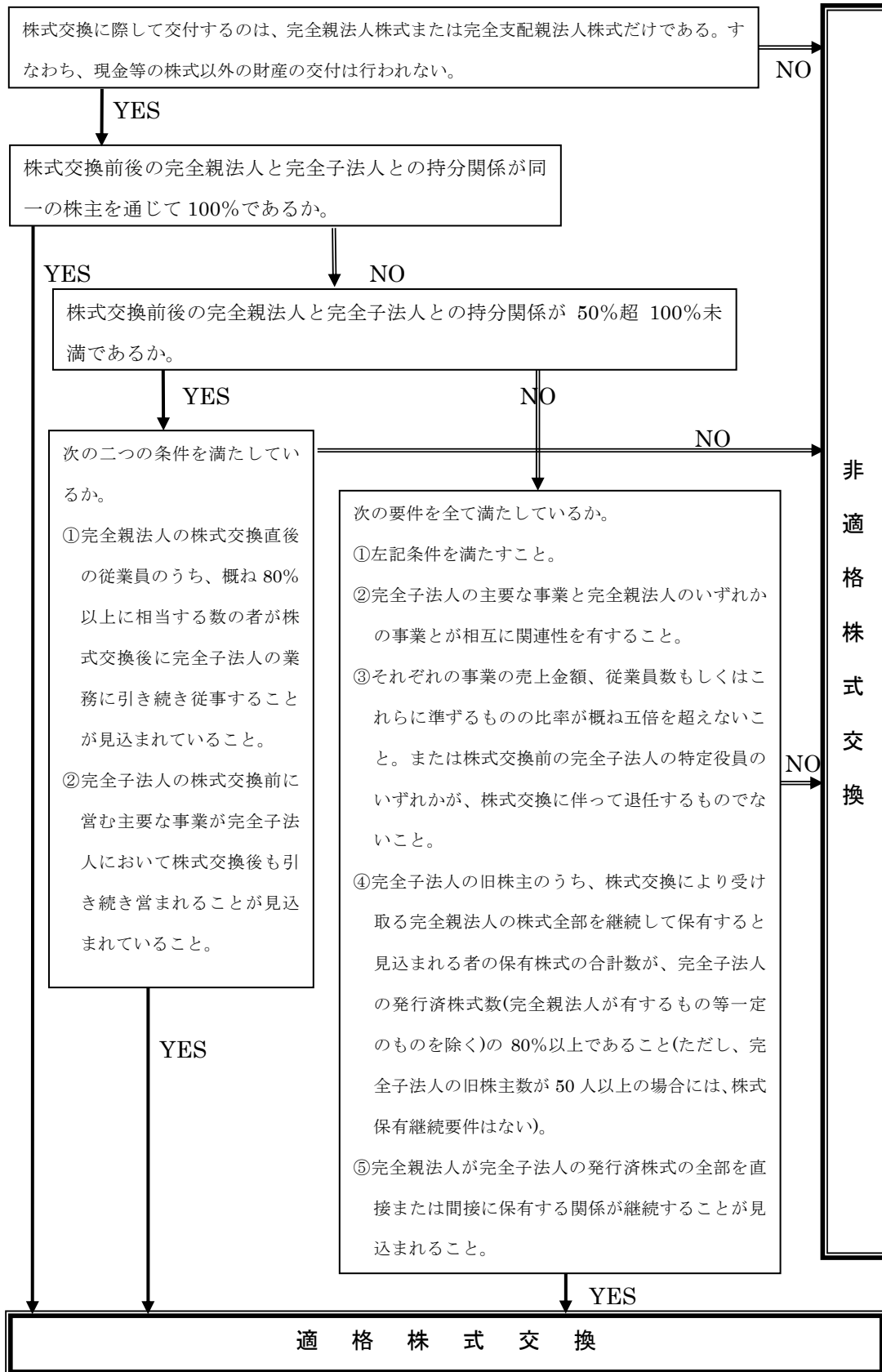
また、完全子会社の株主の会計処理は、投資の継続か投資の精算かにより定められていますが、税務上は、完全親会社の株式以外の資産が交付されたか否かにより課税関係を定めています。(法法二十二の十七、法令4の2⑭～⑰ 法基通1-4-2)

株式交換における税制適格要件は会社の所有形態により次の3つに分けることができます。

- ・ 100%グループ内における適格株式交換
- ・ 50%超100%未満のグループ内における適格株式交換
- ・ 共同事業を営むための適格株式交換

株式交換における、税制適格の要否は図3フローチャートにて判定します。

(図 3)



(2) 完全親法人の課税の取扱い

①完全親法人が取得した完全子法人株式の取得価額

ア. 非適格株式交換の場合

非適格株式交換により完全親法人が完全子法人の旧株主から取得した完全子法人株式の税務上の取得価額は、その取得時の時価（法令 119①二十二）となります。

イ. 適格株式交換の場合

適格株式交換により完全親会社が取得した完全子法人株式の取得価額は、以下の区分に応じてそれぞれに掲げる金額になります。

● 完全子法人の株主が 50 人未満の場合(法令 119①九イ、十一イ)

株主の数が 50 人未満の場合には、それぞれの株主が有していた株式の株式交換直前の帳簿価額（個人株主の場合には株式交換直前の取得価額）に相当する金額の合計額（なお、その株式を取得するために要した費用がある場合には、その費用を加算した金額）

● 完全子法人の株主が 50 人以上の場合（法令 119①九ロ、十一ロ）

株主の数が 50 人以上の場合には、それぞれの株主の帳簿価額を把握することは困難であるため、完全子法人の簿価純資産価額に相当する金額（なお、その株式を取得するために要した費用がある場合は、その費用を加算した価額）

$$\left(\begin{array}{r} \text{株式交換直前} \\ \text{における完全} \\ \text{子法人の資産} \\ \text{の帳簿価額} \end{array} - \begin{array}{r} \text{株式交換直前} \\ \text{における完全} \\ \text{子法人の負債} \\ \text{の帳簿価額} \end{array} \right) \times \frac{\text{取得した完全子法人株式の数}}{\text{完全子法人の発行済株式総数}}$$

(簿価純資産価額)

②株式交換により増加する完全親法人の資本金等の額（法令 8①十一）

完全親法人は、完全子法人株式を受入れ、完全子法人の株主に自社の株式を発行することにより、資本金等の額が増加します。増加する資本金等の額は、完全子法人の株式の取得価額からその株式交換により完全子法人の株主に交付した金銭等の額（金銭の額及び金銭以外の資産（自己株式を除く）の価額）を減算した金額となります。

$$\boxed{\begin{array}{r} \text{完全子法人株式} \dots \dots \dots \\ \hline \text{増加資本金等の額} \dots \dots \dots \\ \text{交付金銭等の価額} \dots \dots \dots \end{array}}$$

(3) 非適格株式交換があった場合の完全子法人の課税の取扱い

①完全子法人の資産の時価評価（法法 62 の 9①）

株式交換が非適格株式交換に該当する場合（以下、「非適格株式交換」という）には完全子法人の一定の資産について時価評価を行い、その評価益又は評価損相当額を、完全子法人のその非適格株式交換等のあった日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入します。

②時価評価の対象となる資産（法令 123 の 11①）

時価評価の対象となる資産は、固定資産、土地及び土地の上に存する権利、有価証券、金銭債権並びに繰延資産です。ただし、次に掲げるものは除かれます。

- ア、非適格株式交換の日の属する事業年度開始の前日 5 年以内に開始した各事業年度において「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」「保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」等の規定の適用を受けた減価償却資産
- イ、売買目的有価証券
- ウ、償還有価証券
- エ、次の要件を満たす資産

<評価益が計上される場合>

その資産の価額－その資産の帳簿価額 (資産の評価益)	<	① 完全子会社の資本金等の額×1/2 ② 1000 万円 のいずれか少ない金額
-------------------------------	---	---

<評価損が計上される場合>

その資産の帳簿価額－その資産の価額 (資産の評価損)	<	① 完全子会社の資本金等の額×1/2 ② 1000 万円 のいずれか少ない金額
-------------------------------	---	---

③棚卸資産の取得価額及び期末評価の特例（法令 33④）

完全子法人がその保有する棚卸資産について非適格株式交換による時価評価益を計上した場合には、その棚卸資産の取得価額にその評価損益相当額を加算又は減算した金額をもって取得価額とみなします。この場合には、その事業年度以後の各事業年度における棚卸資産の期末評価にあたっては、その加減算後の取得価額を基礎として計算します。

④減価償却資産の取得価額及び償却方法の特例（法令 48③⑥、54④）

- ア 評価益を計上した場合の取得価額

完全子会社がその保有する減価償却資産について非適格株式交換による時価評価益を計上し、その帳簿価額を増額した場合には、その減価償却資産の取得価額に、その増額した金額を加算した金額をもって取得価額とみなします。

イ 評価損を計上した場合の定率法による減価償却費の計算

完全子法人がその保有する減価償却資産について非適格株式交換による時価評価損を計上しその帳簿価額を減額した場合には、その減額した事業年度後の各事業年度の定率法による減価償却費の計算はその減額後の帳簿価額を基礎として行います。

⑤有価証券の一単位あたりの帳簿価額の算出方法の特例（法令 119 の 3④）

完全子会社が一単位あたりの帳簿価額の算出方法につき移動平均法を採用している有価証券につき、非適格株式交換による時価評価損益を計上した場合、非適格株式交換等の直前の帳簿価額にその評価損益相当額を加算又は減算し、その加減算後の金額をその有価証券の数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもってその一単位当たりの帳簿価額とします。

⑥完全子会社の旧株主の課税

ア 原則

株式交換が行われた場合、完全子会社の旧株主は、完全子会社株式を完全親会社に渡し、その対価として完全親会社株式等を受け取ります。税務上、この取引は、株式譲渡に該当し、原則、譲渡損益を認識します。

イ 課税の繰り延べ（法法 61 の 2⑦⑧、所法 57 の 4①②）

株式交換に際し、完全子会社の株主が完全親法人の株式のみを受け取る場合、完全子法人株式の譲渡による譲渡損益は繰り延べられます。

なお、課税の繰り延べを受けるためには、完全子会社の株主が対価として受け取る財産が、完全親会社株式であればよく、株式交換が税制適格であるか非適格であるかは問われません。つまり、税制非適格の株式交換であっても、完全親法人株式のみの交付を受けるものであるならば、課税の繰り延べを受けることができます。

ウ 完全親法人株式の取得価額

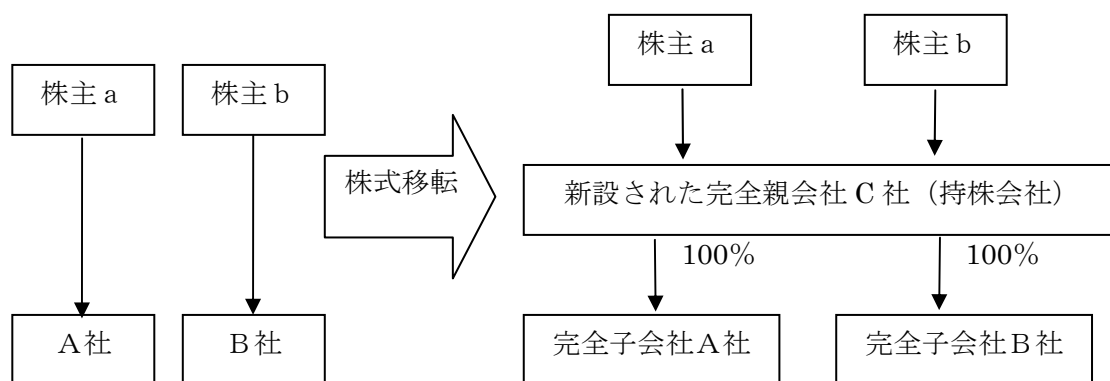
完全子法人株主が取得した完全親法人の株式の取得価額は、株式交換に際し、金銭等の交付を受けたか否かにより異なります。

- 完全親法人株式のみの交付を受けた場合（法令 119①八、所令 167 の 7②③）
完全子法人の株主が保有していた完全子法人株式の取得価額を引き継ぎます
- 完全親法人株式及び株式以外の財産の交付を受けた場合（法令 119①二十二、所令 109①五）
完全親法人の株式の時価が取得価額になります。

第5節 株式移転の意義

株式移転とは、既存の1又は2以上の株式会社（完全子会社）の株主が、その保有する株式の全部を、新たに設立する株式会社（完全親会社：持株会社※）に移転することにより、完全親子会社関係を形成することをいいます（会法2三十二）。

※持株会社とは、他の会社の株式を保有することを通じて、当該他の会社の経営を支配することを目的とした会社のことをいいます。



例えば、上図のように、既存の株主 a は自己の保有する A 社株式を、株主 b は自己の保有する B 社株式を、新設される C 社に移転し、その対価として C 社株式の交付を受けます。その結果、株主 a と株主 b は持株会社（完全親会社） C 社の株主となり、C 社と A 社及び B 社は完全親子会社関係となります（会法 772）。

第6節 株式移転の手続

株式移転は、次の手続きにより行われます。株式移転における株式移転完全親会社（以下、完全親会社）は新設会社であるため、効力発生までの手続きは既存の株式移転完全子会社（以下、完全子会社）が行うこととなります。

（1）株式移転計画の作成

（2）事前開示事項の備置

株式移転完全子会社は株式移転計画備置開始日から株式移転設立完全親会社成立後 6 ヶ月を経過するまでの間、以下の事項を記載した書面（もしくは記録した電磁的記録）を本店に備え置かねばなりません（会 803①）。

- ①株式移転計画の内容
- ②株式及び社債等の割当に関する事項についての定め相当性に関する事項
- ③他の株式移転完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
- ④株式移転完全子会社において最終事業年度の末日後に生じた会社の財産状況に影響を及ぼすような事象
- ⑤株式移転に対し異議を述べるができる債務者（会 810）があるときは、株式移転の効力発生日以後における株式移転設立完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項
- ⑥株式移転計画備置き開始後に上記の事項に変更が生じた時はその変更後の事象

（3）事前開示事項の閲覧等

株式移転完全子会社の株主及び新株予約権者は株式移転完全子会社に対し、営業時間内に次の事項の請求をすることができます。

- ①事前開示事項を記載した書面の閲覧
 - ②事前開示事項を記載した書面の謄本又は抄本の交付
 - ③電磁的記録に記載された事前開示事項を紙面又は映像面に表示したものの閲覧
 - ④電磁的記録に記載された事前開示事項を電磁的方法であって株式移転完全子会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付
- ただし、②、④に関する請求を行うときには、当該株式完全子会社の定めた費用を支払わねばなりません（会 803③）。

（4）株主総会召集通知の発送・承認

株式移転完全子会社は株主総会の決議によってその承認を受けなければならず（会 804①）、株主総会を召集するために取締役は、総会の 2 週間前までに株主に召集通知を発しなればなりません（会 299①）。

株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、そのうちの議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われねばなりません（会 309②12）。

株式移転完全子会社が種類株式発行会社である場合、その株主に対して交付する株式移転設立完全親会社の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、当該株式移転はその割当てをうける種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければその効力を生じません。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しないときは決議がなくても効力は生じます（会 804④、808③）。この通知は公告をもってこれに代えることができます（会 804⑤）。

(5) 反対株主の株式等買取請求

株式移転をする場合には、反対株主は株式移転完全子会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求できます（会 806①）。

この反対株主とは、株主総会に先立って株式移転に反対する旨を株式移転完全子会社に通知し、かつ、株主総会で反対した株主又はその株主総会において議決権を行使することができない株主をいいます（会 806②）。

株式移転完全子会社は株主総会の決議の日から 2 週間以内にその株主に対し株式移転をする旨と、他の株式移転完全子会社の商号及び住所を通知しなければなりません（会 806③）。この通知又は公告をした日から 20 日以内に株式買取請求はその株式の数を明らかにして行わねばなりません（会 806⑤）。

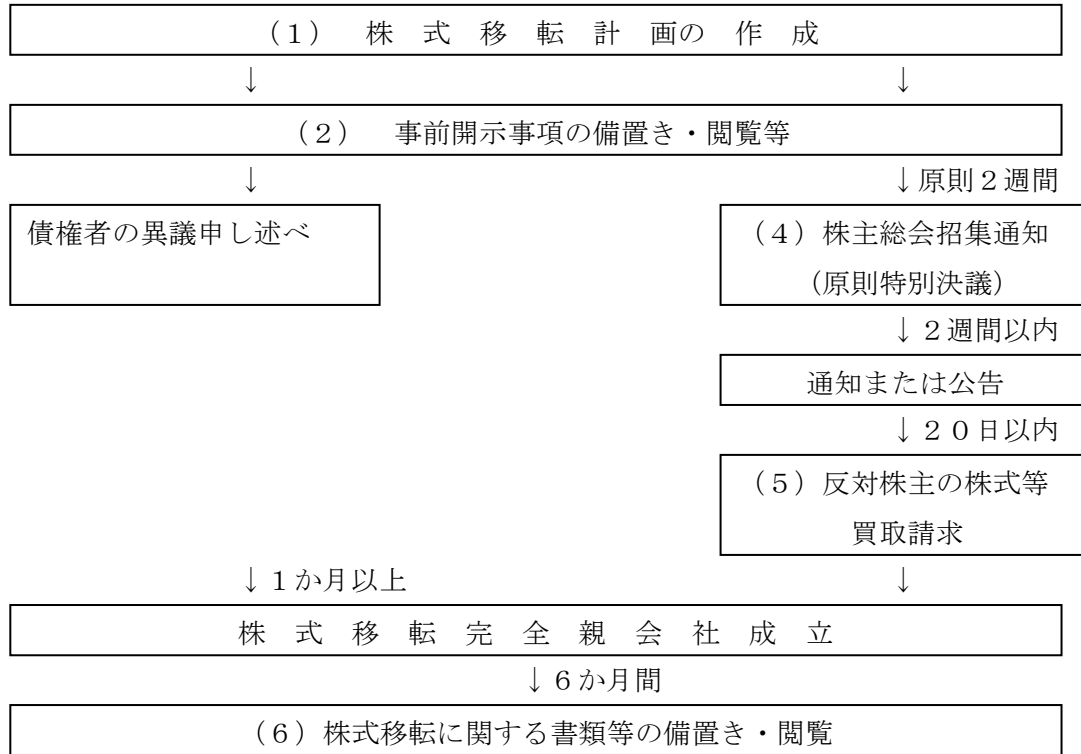
(6) 事後の書類等の備置き・閲覧

株式移転完全子会社は、株式移転設立親会社の成立後遅滞なく、親会社と共同で株式移転設立親会社が取得した株式移転完全子会社の株式数その他移転に関する 4 つの事項（①株式移転が効力を生じた日、②株式移転完全子会社における反対株主の株式買取請求、③株式移転により完全親会社へ移転した完全子会社の株式数、④その他株式移転に関する重要な事項等）を記載し、または記録した書面、又は電磁的記録を作成しなければならず（会 811①二）完全親会社成立の日から 6 ヶ月間この書面又は記録を本店に備置かねばなりません（会 811②）。

これらの手続きを図示すると図 5 のようになります。

(図5)

<株式移転の手続きの流れ>



第7節 株式移転の会計

(1) 完全親会社の会計処理

完全親会社の会計処理は、①共通支配下の取引、②共同支配企業の形成、③持分の結合 ④取得、の4つの類型ごとに定められています。会計上（企業結合に係る会計基準）は、あくまでも持分の継続・非継続を考え、組織再編によって支配権を獲得しているか否かによります。

①共通支配下の取引

共通支配下の取引とは、独立した企業間の組織再編ではなく、いわゆる企業グループ内における組織再編をいいます。共通支配下の取引と判定された場合は、企業結合の前後で企業集団内における純資産額等の帳簿価額が相違しません。

なお株式移転には、共同株式移転による持株会社の設立と、単独株式移転による持株会社の設立があります。単独株式移転による持株会社の設立は、企業グループ内における組織再編ですが、企業結合会計基準の対象となる株式移転には該当しないので、共通支配下の取引にかかる会計基準に準じて処理することとされています。

②共同支配企業の形成

共同支配企業の形成とは、複数の独立した企業により共同で支配される企業を形成することをいいます。共同支配企業の形成と判定された場合は持分プーリング法に準じて処理します。

③持分の結合

①共通支配下の取引、②共同支配企業の形成以外の企業結合は、③持分の結合と④取得に識別されます。③持分の結合と④取得との区別の根底には、持分の継続・非継続の考え方があり、持分の継続とは投資の継続であり、持分の非継続とは投資の精算及び再投資という考え方になります。持分の継続とは、いずれの企業も持分が継続している企業結合をいう。持分の結合は企業結合前会社の株主にとって、企業結合前に存在していたリスクと便益の共有が継続し、企業結合前会社のそれぞれの事業が以前のように継続していると考え、持分プーリング法によります。

④取得

取得とは、いずれかの企業が支配を獲得する企業結合をいい、③持分の結合と判定されなかったものが該当します。取得は株式移転を資産の購入と同様に考えパーチェス法により処理します。

(2) 株主の会計処理

①完全子会社となる会社の株主

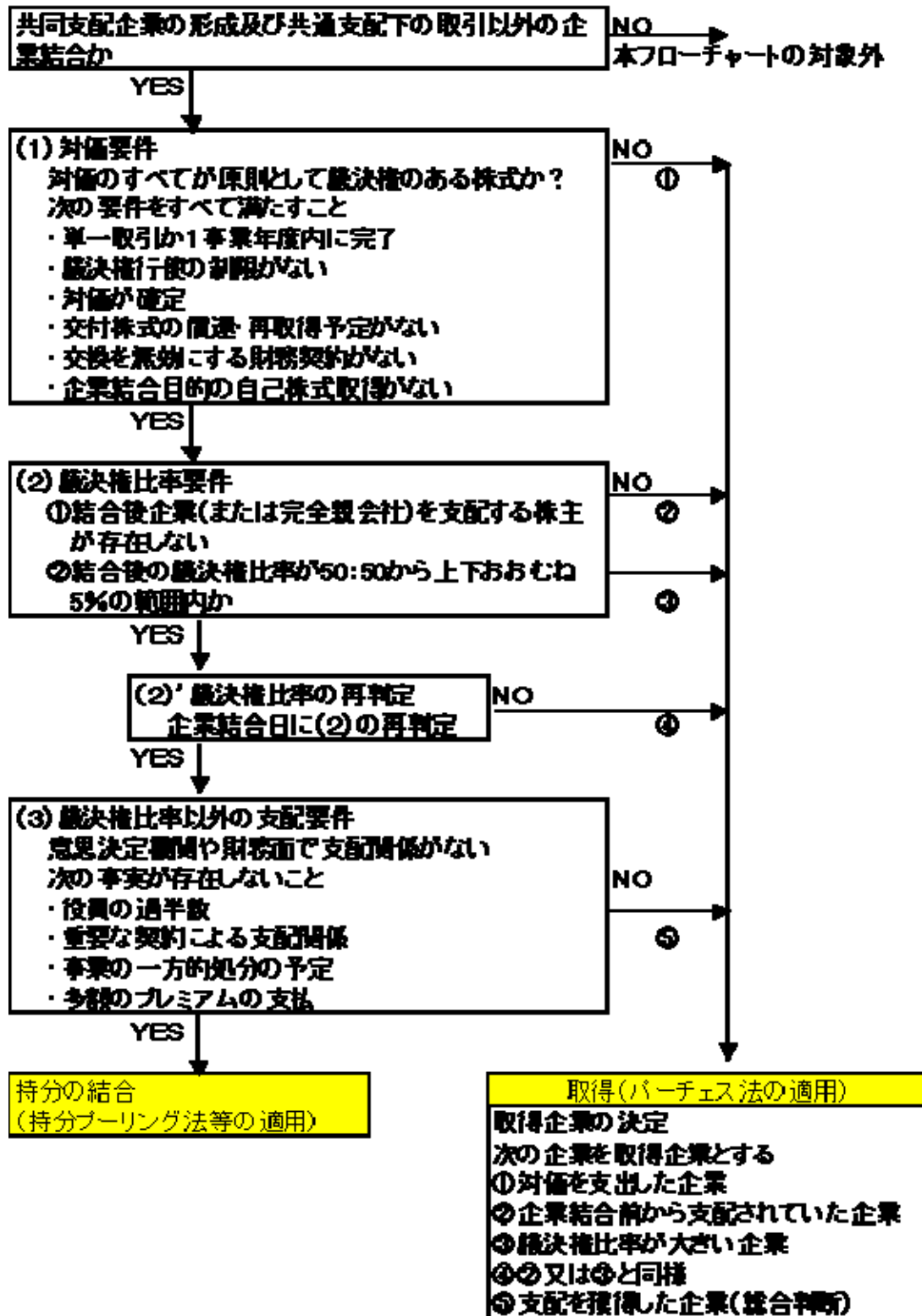
株式交換の完全子会社となる会社が法人である場合には、企業分離会計基準が適用されます。会計処理は投資が継続しているか、投資が精算されたかにより判定します。

②完全親会社となる会社の株主

株式移転においては、完全親会社となる会社の株主は、原則として交換損益は認識されませんが、一定の場合は交換損益が認識されます。

(図6 参照)

(図6)



※ http://www.aoi-cms.com/kaisyahou2006/kaisyahou_2-5_soshiki.html

※ 葵総合経営センターHPより

第8節 株式移転の税務

株式移転においても、他の組織再編成と同様に適格要件が定められています。

(1) 税制適格要件

株式移転に際して、完全子会社の株主に完全親会社の株式のみが交付され、その他金銭等の交付が無いことが税制適格要件の前提です。その上で一定の要件を満たす場合が適格株式移転となります。

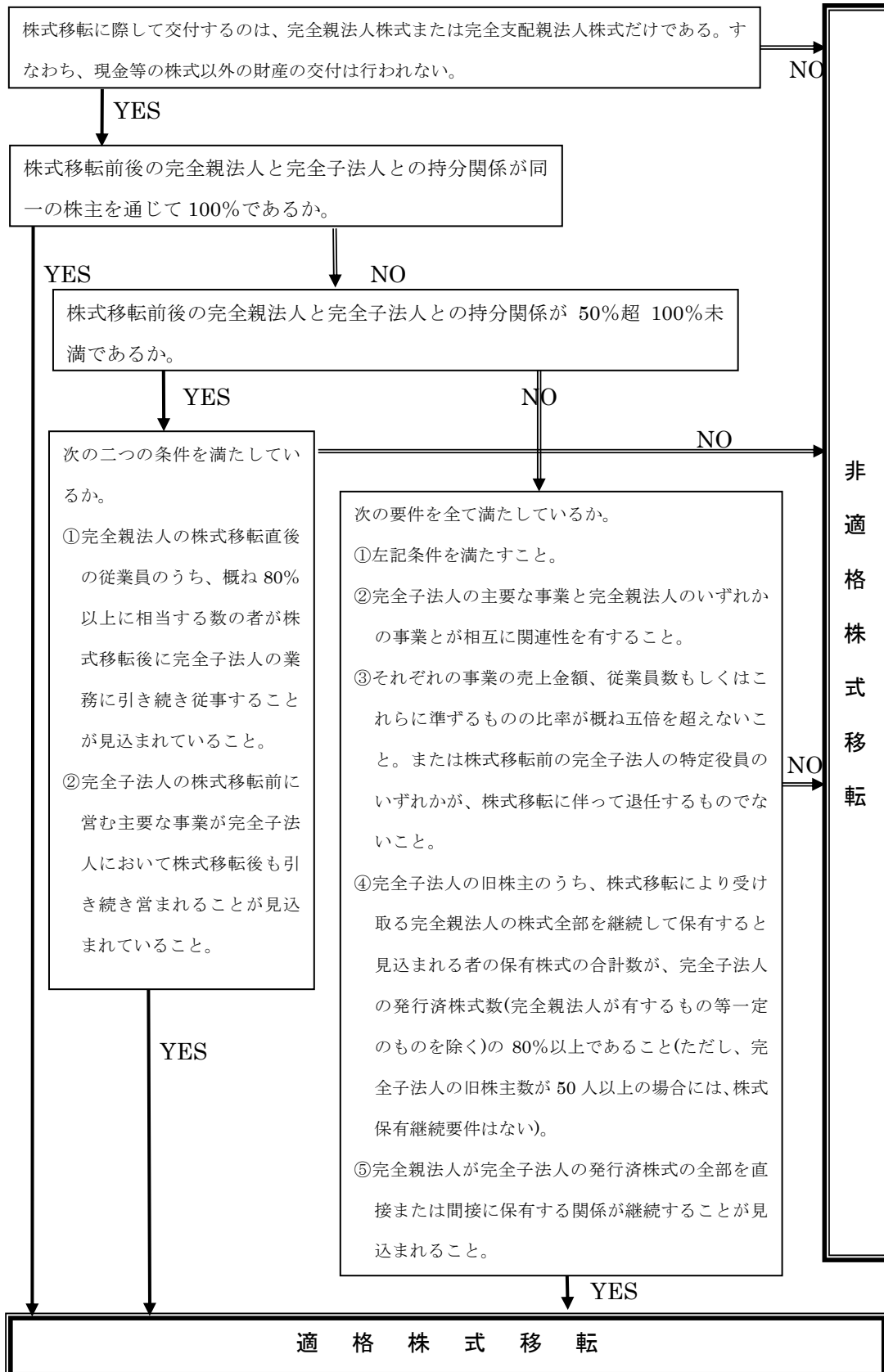
税法上は、完全子会社に対する支配が継続しているか否かがポイントになります。継続していなければ、実質的な資産等の譲渡と同様に考えられます。

株式移転における税制適格要件は会社の所有形態により次の3つに分類することができます。

- ・ 100%グループ内における適格株式移転
- ・ 50%超100%未満のグループ内における適格株式移転
- ・ 共同事業を営むための適格株式移転

株式移転における税制適格の要否は、図7フローチャートにて判定します。

(図 7)



(2) 完全親法人の課税の取扱い

① 完全親法人が取得した完全子法人株式の取得価額

ア 非適格株式移転の場合

非適格株式移転により完全親法人が完全子法人の旧株主から取得した完全子法人株式の税務上の取得価額は、その取得時の時価（法令 119①二十二）となります。

イ 適格株式移転の場合

適格株式移転により完全親会社を取得した完全子法人株式の取得価額は、以下の区分に応じてそれぞれに掲げる金額になります。

● 完全子法人の株主が 50 人未満の場合(法令 119①九イ、十一イ)

株主の数が 50 人未満の場合には、それぞれの株主が有していた株式の株式 移転直前の帳簿価額（個人株主の場合には株式移転直前の取得価額）に相当する金額の合計額（なお、その株式を取得するために要した費用がある場合には、その費用を加算した金額）

● 完全子法人の株主が 50 人以上の場合（法令 119①九ロ、十一ロ）

株主の数が 50 人以上の場合には、それぞれの株主の帳簿価額を把握することは困難であるため、完全子法人の簿価純資産価額に相当する金額（なお、その株式を取得するために要した費用がある場合は、その費用を加算した価額）

$$\left[\begin{array}{l} \text{株式移転直前} \\ \text{における完全} \\ \text{子法人の資産} \\ \text{の帳簿価額} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \text{株式移転直前} \\ \text{における完全} \\ \text{子法人の負債} \\ \text{の帳簿価額} \end{array} \right] = \text{簿価純資産価額}$$

② 株式移転により増加する完全親法人の資本金等の額（法令 8①十二）

完全親法人は、完全子法人株式を受入れ、完全子法人の株主に自社の株式を発行することにより、資本金等の額が増加します。増加する資本金等の額は、完全子法人の株式の取得価額からその株式移転により完全子法人の株主等に交付した完全親法人株式以外の資産の価額（株式移転に反対する株主からの買取請求に基づいて交付した金銭等の額を除く）を減算した金額となります。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{完全子法人株式} \dots\dots / \dots\dots \\ \text{増加資本金等の額} \dots\dots \\ \text{交付した完全親法人株式以外の資産の額} \dots\dots \end{array}}$$

(3) 適格株式移転があった場合の完全子法人の課税の取扱い

① 完全子法人の資産の時価評価 (法法 62 の 9①)

株式移転が非適格株式移転に該当する場合 (以下、「非適格株式移転」という) には完全子法人の一定の資産について時価評価を行い、その評価益又は評価損相当額を、完全子法人のその非適格株式移転のあった日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入します。

② 時価評価の対象となる資産 (法令 123 の 11①)

時価評価の対象となる資産は、固定資産、土地及び土地の上に存する権利、有価証券、金銭債権並びに繰延資産です。ただし、次に掲げるものは除かれます。

ア 非適格株式移転の日の属する事業年度開始の前日 5 年以内に開始した各事業年度において「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」「保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」等の規定の適用を受けた減価償却資産

イ 売買目的有価証券

ウ 償還有価証券

エ 次の要件を満たす資産

<評価益が計上される場合>

その資産の価額－その資産の帳簿価額
(資産の評価益)

<

③ 完全子会社の資本金等の額×1/2
④ 1000 万円
のいずれか少ない金額

<評価損が計上される場合>

その資産の帳簿価額－その資産の価額
(資産の評価損)

<

③ 完全子会社の資本金等の額×1/2
④ 1000 万円
のいずれか少ない金額

③ 棚卸資産の取得価額及び期末評価の特例 (法令 33④)

完全子法人がその保有する棚卸資産について非適格株式移転による時価評価益を計上した場合には、その棚卸資産の取得価額にその評価損益相当額を加算又は減算した金額をもって取得価額とみなします。この場合には、その事業年度以後の各事業年度における棚卸資産の期末評価にあたっては、その加減算後の取得価額を基礎として計算します。

④ 減価償却資産の取得価額及び償却方法の特例 (法令 48③⑥、54④)

ア 評価益を計上した場合の取得価額

完全子会社がその保有する減価償却資産について非適格株式移転による時価評価益を計上し、その帳簿価額を増額した場合には、その減価償却資産の取得価額に、そ

の増額した金額を加算した金額をもって取得価額とみなします。

イ 評価損を計上した場合の定率法による減価償却費の計算

完全子法人がその保有する減価償却資産について非適格株式移転による時価評価損を計上しその帳簿価額を減額した場合には、その減額した事業年度後の各事業年度の定率法による減価償却費の計算はその減額後の帳簿価額を基礎として行います。

⑤ 有価証券の一単位あたりの帳簿価額の算出方法の特例（法令 119 の 3④）

完全子会社が一単位あたりの帳簿価額の算出方法につき移動平均法を採用している有価証券につき、非適格株式移転による時価評価損益を計上した場合、非適格株式移転の直前の帳簿価額にその評価損益相当額を加算又は減算し、その加減算後の金額をその有価証券の数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもってその一単位当たりの帳簿価額とします。

⑥ 完全子会社の旧株主の課税

ア 原則

株式移転が行われた場合、完全子会社の旧株主は、完全子会社株式を完全親会社に渡し、その対価として完全親会社株式等を受け取ります。税務上、この取引は、株式譲渡に該当し、原則、譲渡損益を認識します。

イ 課税の繰り延べ（法法 61 の 2⑦⑧、所法 57 の 4①②）

株式移転に際し、完全子会社の株主が完全親法人の株式のみを受け取る場合、完全子法人株式の譲渡による譲渡損益は繰り延べられます。

なお、課税の繰り延べを受けるためには、完全子会社の株主が対価として受け取る財産が、完全親会社株式であればよく、株式移転が税制適格であるか非適格であるかは問われません。つまり、税制非適格の株式移転であっても、完全親法人株式のみの交付を受けるものであるならば、課税の繰り延べを受けることができます。

ウ 完全親法人株式の取得価額

完全子法人株主が取得した完全親法人の株式の取得価額は、株式移転に際し、金銭等の交付を受けたか否かにより異なります。

● 完全親法人株式のみの交付を受けた場合（法令 119①八、所令 167 の 7②③）

完全子法人の株主が保有していた完全子法人株式の取得価額を引き継ぎます

● 完全親法人株式及び株式以外の財産の交付を受けた場合（法令 119①二十二、所令 109①五）

完全親法人の株式の時価が取得価額になります。

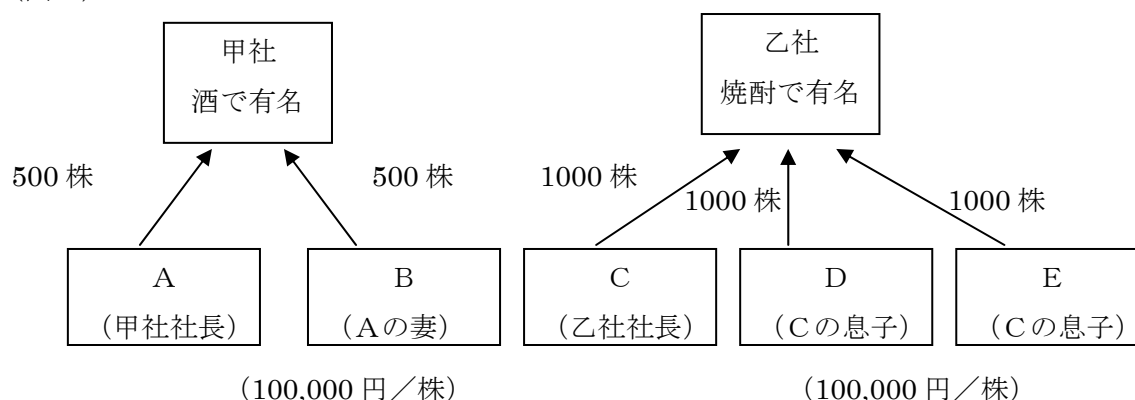
第9節 株式交換及び株式移転の活用事例

中小企業の事業承継の手法として株式交換や株式移転を活用できるでしょうか。ここでは、第三者の所有する会社と一緒に事業を展開していく事例について株式交換や株式移転の有効性を検証します。

1. 事例

甲社（発行済株式数 1,000 株 A 500 株 B 500 株）は創業以来 150 年に渡り酒蔵を営んでいる老舗企業です。甲社は創業以来長きにわたって品質の良い製品を提供し続けており、その歴史と品質が顧客の根強い支持を受けています。甲社の現在の社長は A ですが、A には子がなく、また社内にも後継者候補はいません。甲社の今後を考えるに当たり、A 自身がよく知っている堅実な経営に定評のある同業他社の乙社（発行済株式数 3,000 株 C 1,000 株 D 1,000 株 E 1,000 株）の社長 C に子供が二人いることから、乙社に甲社の経営もお願いしたいと考えています。

(図 8)

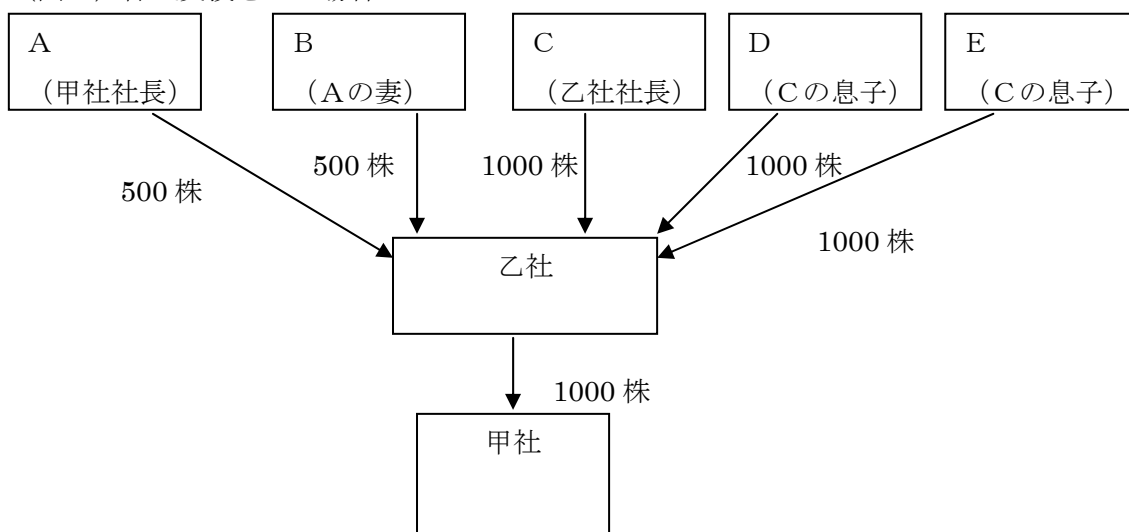


乙社に甲社の経営をお願いする場合、通常は甲社の株式を保有する A と B から、乙社の株主である C と D と E に対して、甲社株式を譲渡するが一般的だと考えられます。しかし、独自ブランドがある中小企業の場合、こういった形での企業買収はそれぞれの経営者の思惑とほうらはらに永年の顧客を失う結果につながったり、買収される側の企業にいる昔からの従業員の反発を受けたり、また株式の購入資金が用意できなかつたりとうまくいかない要因がたくさん出てきます。

このような株式譲渡による企業買収（組織再編）の問題を解決するものとして一つとして株式交換や株式移転が考えられます。この事例において株式交換を利用する場合、甲社の株主である A と B に対して、乙社が 1,000 株を新株発行し、A と B が所有している甲社株（A 500 株、B 500 株）と交換します。甲社の株主（A、B）は新しく乙社の株主になり、甲社は乙社の完全子会社となります。

それを図にすると次のようになります。

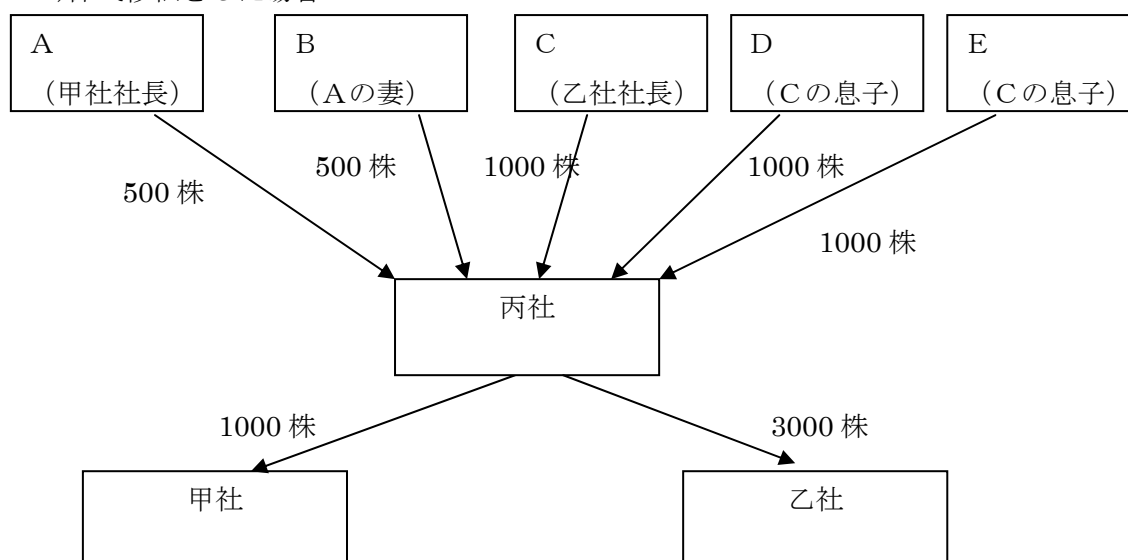
(図9) 株式交換をした場合



次に株式移転を利用した場合は次のようになります。甲社の株主であるAとB、そして乙社の株式であるCとDとEがそれぞれ保有する甲社株式（A 500株、B 500株）及び乙社株式（C 1,000株、D 1,000株、E 1,000株）を新しく設立する丙社（発行済株式 4,000株）に移転し、その代わりにそれぞれ丙社株式の交付を受けます。（A 500株、B 500株、C 1,000株、D 1,000株、E 1,000株）。これによって、新しく設立された丙社は甲社及び乙社の完全親会社となります。旧甲社の株主（A、B）と旧乙社の株主（C、D、E）は新しく設立された丙社の株主になり、持株会社丙社を通じて甲社及び乙社を経営していくことになります。

これを図にすると次のようになります。

(図10) 株式移転をした場合



先ほど述べたように甲社の事業を乙社に引き継ぐ場合は、通常であればA・Bの所有する甲社株式を乙社の株主であるCとDとEに譲渡することが考えられます。しかし、株式譲渡の場合では、次の問題点を解決する必要があると考えられます。

<計画面の問題>

- ・乙社の経営者によって甲社が買収された形になるため、甲社で今まで働いてきた従業員に自分たちがどうなるかという不安を与える可能性が考えられます。
- ・乙社の経営者によって甲社が買収された形になるため、甲社の製品を愛してきた顧客の甲社製品に対するブランドイメージを低下させる可能性が考えられます。
- ・CとDとEがそれぞれ株式の購入資金を個人的に用意する必要があります。

<税務面の問題>

- ・AとBにおいては、株式の譲渡の際に譲渡所得が発生し、所得税が課税されます。

株式交換や株式移転を利用した場合は、先ほどあげた株式譲渡に比べ次の点で有効であると考えられます。

まず<計画面の問題>についてですが、株式交換を利用した場合は、基本的に甲社の株主であるAとBが新たに乙社の株主として残る形になるため、今までとは立場は異なりますが甲社及び乙社の経営に関与する形になります。また株式移転を利用した場合は、甲社と乙社は持株会社丙社の下で対等な立場になり、甲社の株主であるAとBは乙社の株主であるCとDとEとともに持株会社丙社の株主となるため、それぞれ持株会社丙社を通じて甲社及び乙社の経営に関与する形になります。そのため通常の企業買収よりも急激な変化が起きないと考えられますので、甲社の従業員がそのままより安心して働くことができ、乙社から有能な経営者を受け入れる計画も次第に円滑に進めることが可能になります。

また企業買収と異なり、甲社の株主であるAとBが株式交換の場合は乙社の株主として残り、また株式移転の場合では持株会社丙社の株主として残ることから共同経営をするというイメージがあるため、今までの甲社の製品イメージを大事にしてきた顧客の信頼の低下を防止することができます。

そして甲社の株主であるAとBが乙社の株主（株式移転の場合は、持株会社丙社の株主）として引き続き経営に残るため、甲社の経営に共同参画することができるため、旧甲社株主グループ及び旧乙社株主グループが互いに牽制の効いた事業運営が可能となります。

さらに株式交換や株式移転の場合、乙社の株主（C・D・E）が甲社の株式を購入するわけではありませんので個人的に株式購入資金を用意する必要もありません。

税務面での違い

株式譲渡の場合では、適正な時価で譲渡するのが通常であり、そのため譲渡側であるAとBにおいては譲渡損益を認識し、所得税及び住民税が課税されます。

それに対して、株式交換や株式移転では先の述べたように税制適格か税制非適格によって取り扱いが異なります。以下で、税制適格の要件について詳しくみていきます。

2. 適格株式交換または適格株式移転（以下、適格株式交換等）に該当するか

株式交換や株式移転（以下、株式交換等）を行う場合には、税制適格要件に該当することにより課税の繰延べが可能となり、それぞれの株主にとって有利になります。では、この事例が適格要件に該当するにはどのような条件が必要でしょうか。

株式交換等の前において甲社と乙社は同一の者によってそれぞれ 50%超の株式を保有されていませんので、適格要件を満たすためには、共同事業のための株式交換等に該当し、共同事業要件を満たさねばなりません。また、甲社の株主が 50 名未満（AとBの2名）となりますので次の要件の全てを満たす必要があります（②～⑥が共同事業要件、⑥は子会社の株主が 50 名未満の場合に必要）。

- ①株式交換等の対価として支払われるのは完全親会社株式のみ
- ②事業関連要件
- ③事業規模要件・特定役員非退任要件（どちらか一方でよい）
- ④従業員の継続従事要件
- ⑤事業継続要件
- ⑥完全子法人株主の完全親法人株式継続保有要件
- ⑦完全親子関係継続要件

①株式交換等の対価

税制適格に該当するには、株式交換等の対価は完全親会社株式のみとなります。そのため株式交換の場合は、対価として甲社株主A・Bに乙社株式を交付する必要があり、株式移転の場合は、対価として甲社株主A・B及び乙社株主C・D・Eに丙社株式を交付する必要があります。

②事業関連要件

適格株式交換等に該当するには、事業性と関連性の両方が満たされる必要があります。

ア、事業性があるか

固定設備を所有しているか、従業員が存在するか、商品販売等を行っているか等が要件となりますが、この事例の場合はすべて該当します。

イ、関連性があるか

株式交換等において、甲社及び乙社に事業同種性、商品等同一性又は類似性、経営資源活用性、事業活用一体性のいずれかの関係があるかが要件となります。この事例の場合、日本酒の製造販売を行う甲社と焼酎の製造販売を行う乙社なので、問題はな

いと考えられます。

③事業規模要件・特定役員非退任要件

以下2つの要件の内、1つが該当することが必要です。

ア、事業規模要件

事業規模要件を満たすためには、株式交換等において、甲社及び乙社の売上金額、従業員数等のいずれかが5倍を超えないことが必要です。

イ、経営参画要件

前項の事業規模要件を満たせなかった場合でも、経営参画要件を満たせば、適格要件に該当します。株式交換等の経営参画要件では他の組織再編の場合と違い、株式交換等の前から、引き続きそれぞれ完全子会社の特定役員（常務以上）に就任し続ける必要があります。（ただし、完全親会社の特定役員に就任することに伴う辞任は除きます。）

事例の場合、甲社の社長であるAが引き続き甲社の社長もしくは取締役として経営に残り（株式移転の場合は、乙社の社長であるCも引き続き乙社の社長又は取締役として経営に残ることも必要。）、将来的に乙社から経営者を受け入れる予定なので、この要件には該当すると考えられます。

④従業員の継続従事要件

完全子会社の従業員のうち、その総数のおおむね80%以上に相当する数のものが、完全子会社の業務に引き続き従事することが見込まれているかが要件になります。

この事例では、株式交換等において、A・Bは甲社従業員の雇用の安定を希望しており、C・D・Eも乙社従業員の雇用の安定を希望していますので、株式交換契約を締結する際や株式移転計画を作成する際に、条件として雇用の確保を求めています。

⑤事業継続要件

完全子会社が株式交換等の前に営む主要な事業が、完全子会社となった後も、引き続き営まれることが見込まれるかが要件になります。

事業の継続は、A・Bがもっとも望んでいる条件であり、乙社も甲社の事業を獲得するためにこの交換に応じていますので、事業の継続は見込まれます。

さらに株式移転の場合では甲社の事業の継続に加え、乙社の事業の継続も必要となります。

⑥株式継続保有要件

完全子会社の株主が50人未満の場合、株式交換等の直前における完全子法人の発行済株式総数の80%以上を占める株主が、引き続き完全親会社の株式を保有することが要件です。

事例の場合、株式交換ではA・Bが交換後も乙社株式を保有する必要があり、株式移転ではA・B・C・D・Eが移転後において丙社株式を保有する必要があります。

⑦完全親子関係継続要件

最後の要件として、100%の親子関係が継続する必要があります。

この事例であげた、A・Bの希望を取り入れて、交換契約の締結や株式移転計画を作成するのであれば、共同事業要件に該当すると思われます。

3. 今後の課題

会社（社名・ブランド）を残すという目的のための事業承継において、株式譲渡に比べ株式交換及び株式移転という手法は効果的であると考えられます。

なぜなら、①対価を親会社株式にすることによる交換及び移転時における株式譲渡人の課税の繰り延べなど税務面での優遇、②株式購入資金が不要、③創業家の株主が間接的にはあるが経営に影響力を残すことができること、④組織再編による会社の運営上のトラブルや市場におけるブランドの失墜を補完することができること、などが考えられます。

創業家の株主が引き続き経営に共同参画していくことは、新しく一つの企業グループとなる2社がそれぞれの会社の経営方針や企業文化をすり合わせていく上で、貴重な時間的余裕が生まれ、甲社の後継者問題にとっても、よりスムーズな乙社出身の後継者に繋がっていくことが期待されます。

もちろん、株式交換等を利用することにより新たな問題が生じる可能性があることは否定できません。乙社の旧株主の立場から考えると、株式交換の場合は第三者である甲社の株主が自社の株主となり、株式移転の場合では乙社の経営権をにぎる親会社丙社の株主に第三者である甲社の株主が入ることにより、従前とは違った株主対策が必要となると考えられます。

また、税制非適格となってしまった場合の法人税課税の問題や、お互いにブランド力を持っている企業ではのれん（営業権）の評価を含めて株式交換比率をどう算定するかといった実務面での問題があります。

そして乙社自体の株主が増えることにより、相続等の際に株式が分散してしまうリスクは増大するものと考えられます。

今後は、株式交換等によるリスクを減少させるために、定款や種類株式を有効に活用していく必要があると考えられます。事例では、取得条項付株式を発行することにより、新株主に相続が発生した場合に備えることも考えられます。

(図 1 1)

	グループ内の株式交換・株式移転		共同事業を営むための株式交換・株式移転
	100%グループ内	50%超グループ内	
株式交換	<p><同一者間> (法法 2 十二の十六イ、法令 4 の 2 (12))</p> <p>・同一者 100%の関係の継続</p>	<p><当事者間> (法法 2 十二の十六ロ、法令 4 の 2(13)一)</p> <p>・当事者 50%超関係の継続</p> <p>(1) 従業者の継続従事(80%以上)</p> <p>(2) 主要な事業の継続</p> <p><同一者間> (法法 2 十二の十六ロ、法令 4 の 2(13)二)</p> <p>・同一者間 50%超関係の継続</p> <p>(1) 従業者の継続従事(80%以上)</p> <p>(2) 主要な事業の継続</p>	<p>[法人](法法 2 十二の十六ハ、法令 4 の 2(15))</p> <p>(1) 事業関連性</p> <p>(2) 事業規模が5倍を超えないことまたは特定役員のいずれかが退任しないこと</p> <p>(3) 従業者の継続従事(80%以上)</p> <p>(4) 主要な事業の継続</p> <p>(5) 完全親子関係の維持</p> <p>[株主]</p> <p>(6) 株主に親法人株式以外の資産が交付されないこと</p> <p>(7) 株主の親法人株式の継続保有</p>
	株式移転	<p><同一者間> (法法 2 十二の十七イ、法令 4 の 2 (16))</p> <p>・同一者 100%の関係の継続</p> <p><単独株式移転></p> <p>(法法 2 十二の十七イ、法令 4 の 2 (17))</p> <p>・完全親子関係の継続</p>	<p><当事者間> (法法 2 十二の十七ロ、法令 4 の 2(18)一)</p> <p>・完全親法人を同一者とする 50%超関係の継続</p> <p>(1) 従業者の継続従事(80%以上)</p> <p>(2) 主要な事業の継続</p> <p><同一者間> (法法 2 十二の十七ロ、法令 4 の 2(18)二)</p> <p>・同一者間 50%超関係の継続</p> <p>(1) 従業者の継続従事(80%以上)</p> <p>(2) 主要な事業の継続</p>

(注) 株式交換・株式移転後に適格組織再編が見込まれる場合の適格要件については省略

(出所) (社)日本租税研究協会会員懇談会資料(講師:財務省主税局税制第三課 課長補佐 佐々木浩氏他)

※ http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/200608_3/02.html

KPMG ジャパンニュースレターより

参考文献

- ・ 緑川正博、竹内陽一共編「組織再編税制と株主資本の実務」清文社 H19.2
- ・ 山田ビジネスコンサルティング(株)、税理士法人山田&パートナーズ、優成監査法人編著「最新／組織再編の法律・会計・税務ハンドブック」日本法令 H18.6
- ・ 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース編「改訂版 完全ガイド 事業承継・相続対策の法律と税務」税務研究会出版局 H19.1
- ・ 相澤哲、葉玉匡美、郡谷大輔編著「論点解説 新・会社法 千問の道標」商事法務 H18.6
- ・ 秋坂朝則著「設例と仕訳でわかる会社計算規則」税務研究会出版局 H19.7
- ・ 阿部泰久稿「組織再編に関する会社法と税制」『JTRI 税研』財団法人日本税務研究センター H18.3
- ・ 葉玉匡美稿「国内企業の三角合併活用法」『ビジネス法務』中央経済社 H19.9
- ・ 西垣建剛稿「国内三角合併の実務～計画段階、株式取得、子会社設立を中心に～」『ビジネス法務』中央経済社 H19.9
- ・ 山神理、十市崇稿「三角合併と開示規制～充実した事前開示事項～」『ビジネス法務』中央経済社 H19.9
- ・ 大石篤史稿「三角合併の税務～適格要件の判定と留意点～」『ビジネス法務』中央経済社 H19.9
- ・ 秋坂朝則稿「会社法関係法務省令の改正案について」『新会社法 A2Z』第一法規 H18.12
- ・ 中村信男稿「三角合併の解禁と法務省令の改正」『新会社法 A2Z』第一法規 H19.3
- ・ 幸亀努、安丸良弘、向洋平稿「特集 友好的 M&A 手法の基礎知識」『新会社法 A2Z』第一法規 H18.7
- ・ 武井一浩稿「会社法施行に伴う実務界での事象－6月総会直後の雑感を中心に－」『東京大学法科大学院ローレビュー』 H18.8
- ・ ASG グループ新「会社法」プロジェクトチーム稿「税理士先生のための会社法実務 Q&A14」『週刊税務通信 No.2898』税務研究会 H17.12
- ・ 布施伸章稿「企業会計基準のポイントと会計処理実務の留意事項」『週刊税務通信 No.2936』税務研究会 H18.9
- ・ 宍戸通孝、渡邊直人稿「合併」『税務弘報』中央経済社 H19.6
- ・ 中島康晴稿「グループ内再編」『税務弘報』中央経済社 H19.6
- ・ 杉本佳彦「株式交換・移転制度と税務の取扱い」『税務弘報』中央経済社 H18.7
- ・ 奥見正浩「ケーススタディ 株式交換・株式移転の会計税務処理」『企業会計』中央経済社 H18.7
- ・ ウィークリーニュース「「株と株の交換」は株式交換税制の対象にならず」『週間 T&Amaster No.163』新日本法規出版
- ・ 武田昌輔税法研究グループ「非適格株式交換を行なった場合のデメリット」『週間

T&Amaster No.168』新日本法規出版

- 企業会計審議会「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」H15.10

平成 19 年度制度部スタッフ

制度担当副会長	鈴木 春美	(千 種)
制 度 部 長	河崎 一男	(中)
制 度 副 部 長	水野 貴文	(千 種)
制 度 部 員		
合併チーム	佐藤 壺久	(中 川)
	石橋 隆一	(千 種)
	後藤 聡	(中 川)
	杉本 直樹	(中 川)
	松田 憲治	(中 村)
	山田 美帆	(中)
分割チーム	松田 健	(千 種)
	石川 広紀	(中)
	川崎 利男	(熱 田)
	杉本 守	(熱 田)
	土屋 広高	(昭 和)
	服部 健嗣	(中)
	松葉 哲也	(西)
	水野 圭爾	(中 村)
交換チーム	曾根 厚哉	(中)
	一色 陽子	(熱 田)
	加藤 景子	(西)
	小林 正俊	(昭 和)
	仙田 浩人	(昭 和)
	長尾 幸展	(中)
	中西 毅	(千 種)